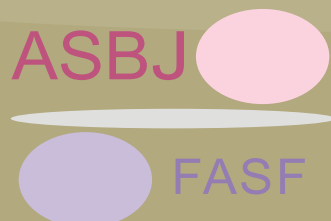


2010年12月

公開草案 ED/2010/13

ヘッジ会計

コメント募集期限：2011年3月9日



公開草案
ヘッジ会計

コメント募集期限：2011年3月9日

ED/2010/13

This exposure draft *Hedge Accounting* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as amendments to IFRS 9 *Financial Instruments*. Comments on the exposure draft and the Basis for Conclusions should be submitted in writing so as to be received by **9 March 2011**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IFRS Foundation website (www.ifrs.org), using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2010 IFRS Foundation®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'IFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Additional copies of this publication in English may be obtained from:

IFRS Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

公開草案
ヘッジ会計

コメント募集期限：2011年3月9日

ED/2010/13

本公開草案「ヘッジ会計」は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会（IASB）が公表したものである。この提案は、IFRS 第9号「金融商品」の修正として最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。本公開草案及び結論の根拠に対するコメントは、2011年3月9日までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASBのウェブサイト（www.ifrs.org）に、「Comment on a proposal」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、責任を負わない。

コピーライト © 2010 IFRS Foundation®

すべての権利は保護されている。本提案草案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ / IASB ロゴ / 'Hexagon Device'、'IFRS Foundation'、'eIFRS'、'IAS'、'IASB'、'IASB Foundation'、'IASCF'、'IFRS for SMEs'、'IASs'、'IFRIC'、'IFRS'、'IFRSs'、'International Accounting Standards'、'International Financial Reporting Standards' 及び 'SIC' は IASCF の商標である。

本出版物の英語版の追加のコピーは、IFRS 財団から入手できる。

IFRS Foundation Publications Department

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

目次

項

イントロダクション及びコメントのお願い

[草案]国際財務報告基準「ヘッジ会計」

ヘッジ会計	1 - 4
ヘッジ手段	5 - 11
ヘッジ対象	12 - 18
ヘッジ会計の適格要件	19
適格ヘッジの会計処理	20 - 33
項目グループのヘッジ	34 - 39
開示	40 - 52
発効日及び経過措置	53 - 55

付録

A 用語の定義

B 適用指針

C 他の IFRS の修正 [案]

審議会による「ヘッジ会計」の承認

結論の根拠 *別冊参照*設例 [案] *別冊参照*

イントロダクション及びコメントのお願い

本公開草案を公表する理由

- IN1 本公開草案「ヘッジ会計」は、国際会計基準審議会の IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるプロジェクトの第 3 フェーズである。その他のフェーズは次のとおりである。
- (a) フェーズ 1：金融資産及び金融負債の分類及び測定。2009 年 11 月に当審議会は、金融資産の分類と測定に関する要求事項を示した IFRS 第 9 号「金融商品」の各章を公表した。2010 年 10 月に、当審議会は、金融負債の分類と測定に関する要求事項を IFRS 第 9 号「金融商品」に追加した。
 - (b) フェーズ 2：償却原価及び減損。2009 年 6 月に当審議会は、金融資産の減損に関する予想損失モデルの実行可能性に関する「情報提供のお願い」を公表した。これが 2009 年 11 月に公表された公開草案「金融商品：償却原価及び減損」の基礎となった。当審議会は、コメント提出者から受け取ったコメントや、与信及びリスクの専門家のパネル（期待キャッシュ・フロー・アプローチから生じる運用上の論点に関して検討し助言するために当審議会が設置した）からの提案及び各種のアウトリーチ活動を通じて受け取った意見に対応するため、公開草案の提案を再審議している。
- IN2 IASB が本公開草案を公表したのは、より有用なヘッジ会計の情報を提供するために IAS 第 39 号の一般的なヘッジ会計の要求事項の大幅な変更を提案するためである。財務諸表の利用者と作成者の多くが、現在のヘッジ会計は複雑だと述べ、企業のリスク管理活動や当該活動が企業のリスク管理目的の達成にどの程度成功しているのかを反映していないと批判している。多くの人々は、IAS 第 39 号の要求事項は過度に規則主義であり、恣意的な結果を生じているとも見ている。
- IN3 本公開草案の提案は、ヘッジ会計の要求事項（ポートフォリオ・ヘッジの会計処理の要求事項の一部を除く、IN7 項参照）の包括的な見直しとなるものであり、本公開草案の提案がもし確定されれば、次のようになる。
- (a) ヘッジ会計がリスク管理とより密接に合致し、それにより、さらに有用な情報をもたらす。
 - (b) もっと目的に基づいたヘッジ会計のアプローチを確立する。
 - (c) 現行のヘッジ会計モデルの不整合や欠陥に対処する。
- IN4 当審議会は、IFRS 第 9 号により最終的には IAS 第 39 号の全体を置き換えることを意図している。当審議会が IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの後続の各フェーズを完

了するに従って、IAS 第 39 号の該当部分を削除し、IFRS 第 9 号の中に IAS 第 39 号を置き換える各章を新設する。

本公開草案の内容

- IN5 本公開草案は、次の領域の要求事項を提案している。
- (a) どの金融商品がヘッジ手段としての指定に適格となるか
 - (b) どの項目（現存の又は予定の）がヘッジ対象としての指定に適格となるか
 - (c) 目的に基づいたヘッジ有効性の判定
 - (d) 企業がヘッジ関係（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」で定義されている在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）をどのように会計処理すべきか
 - (e) ヘッジ会計の表示と開示
- また、提案しているヘッジ会計モデルに関する適用指針も提案している。
- IN6 当審議会は、会計処理をリスク管理と関連づけることに関するヘッジ会計の目的を提案している。
- IN7 当審議会は、オープンポートフォリオあるいはマクロヘッジを本公開草案の一部として扱わないことを決定した。当審議会は、ヘッジ会計を、総額ポジション又はクローズドポートフォリオ（ここでは、ヘッジ対象とヘッジ手段は、ヘッジ関係の取消しと再指定により追加又は削除できる。）における純額ポジションを構成する項目グループの文脈でのみ検討した。当審議会はオープンポートフォリオに係るヘッジ会計に関する提案の議論を継続している。
- IN8 読者の便宜のため、本公開草案の提案は IFRS 第 9 号の修正という形ではなく独立の提案として提示している。しかし、最終確定された要求事項は IFRS 第 9 号の第 6 章「ヘッジ会計」に織り込まれ、最終確定された開示要求はそこから除かれて、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に織り込まれることとなる。

コメントのお願い

- IN9 当審議会は、公開草案のすべての事項に関してコメントを求めているが、特に、以下の各項に示した質問に関するコメントを求めている。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。
- (a) 示された質問に回答している。

- (b) コメントが関係する具体的な項を示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 当審議会が考慮すべき代替案があればそれを記述している。

IN10 コメント提出者は質問のすべてにコメントする必要はなく、また、追加的な事項へのコメントが推奨される。しかし、当審議会は本公開草案で扱っていない IFRS 第 7 号、IAS 第 39 号又は IFRS 第 9 号の側面についてはコメントを募集していない。

IN11 当審議会は、2011 年 3 月 9 日までに文書で受け取ったすべてのコメントを考慮する。コメントを検討する際に、当審議会が結論の基礎とするのは、それぞれのアプローチへの賛成論と反対論のメリットであり、それぞれのアプローチを支持するコメントの数ではない。

ヘッジ会計の目的（第 1 項及び BC11 項から BC16 項）

IN12 本公開草案の提案では、ヘッジ会計の目的は、純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリスク管理活動の影響を、財務諸表において表現することであるとしている。これは、ヘッジ手段の目的と効果を理解できるようにするために、その背景を伝えることを目的とするものである。

IN13 当審議会は、目的は、ヘッジ会計の舞台設定と原則主義を強めたアプローチの土台作り
に有用だと考えている。目的は、要求事項の理解と解釈の助けともなる。

質問 1

ヘッジ会計の目的に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

ヘッジ手段としての指定に適格となる金融商品（第 5 項から第 7 項及び BC28 項から BC47 項）

IN14 本公開草案の提案では、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債はヘッジ手段として適格となり得る。

IN15 当審議会は、適格となり得る範囲を、純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の区分にまで拡大すると、運用上の問題が生じるとともに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資にヘッジ会計を認めないという決定と不整合となる。しかし、当審議会の考えでは、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品に適格範囲を拡大しても、金融商品の測定基礎を変

更する必要は生じない。当審議会は、適格範囲をこれらの金融商品に拡大することにより、IFRS 第 9 号の分類モデルとより密接に合致することとなるとも考えている。

質問 2

純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債を適格なヘッジ手段とすべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

ヘッジ対象としての指定に適格となるデリバティブ (第 15 項、B9 項及び BC48 項から BC51 項)

- IN16 本公開草案の提案では、エクスポージャーとデリバティブの組合せである合計されたエクスポージャーはヘッジ対象として適格となり得る。
- IN17 当審議会の考えでは、企業は、例えば、金利リスクと為替リスクを生じる取引を行うことが経済的に要求されることが多い。これら 2 つのエクスポージャーは、同時に期間全体について一緒に管理することもできるが、当審議会の考えでは、企業は金利リスクと為替リスクについて別々のリスク管理戦略を使用することが多い。当審議会の考えでは、合計されたエクスポージャーがデリバティブの性格を有する金融商品を含めることにより作り出されているという事実は、それ自体では、合計されたエクスポージャーをヘッジ対象として指定することを妨げるものとすべきではない。

質問 3

他のエクスポージャーとデリバティブとの組合せである合計されたエクスポージャーがヘッジ対象として適格となり得ることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

ヘッジ対象としてのリスク要素の指定 (第 18 項、B13 項から B18 項及び BC52 項から BC60 項)

- IN18 本公開草案の提案では、企業はある項目のキャッシュ・フロー又は公正価値のすべての変動をヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定することができる。企業は、ある項目の公正価値変動又はキャッシュ・フローの変動性の全体ではない何か、すなわち、構成要素をヘッジ対象として指定することもできる。しかし、本公開草案の提案では、企業がある項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち特定のリスク (すなわち、リスク要素) に起因する変動のみを指定する場合には、そのリスク要素は独立に識別可能で、かつ信頼性をもって測定可能でなければならない。
- IN19 当審議会の考えでは、リスク要素をヘッジ対象として指定することの適格性を、当該リ

リスク要素が金融商品項目なのか非金融商品項目なのかに基づいて制限すること（IAS 第39号には制限がある）は適切でない。当審議会の考えでは、リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能である場合には、そのリスク要素を含んでいる項目が金融商品項目なのか非金融商品項目なのかに関係なく、ヘッジ対象としての指定を認める方が適切である。これは、ヘッジ会計をリスク管理とより密接に合致させることともなる。適切なリスク要素の決定には、関連する事実関係と状況の評価が必要となる。

質問 4

ヘッジ関係におけるヘッジ対象として、特定のリスク（すなわち、リスク要素）に起因するキャッシュ・フロー又は公正価値の変動を指定することを、当該リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であることを条件に、認めることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

名目金額の階層部分の指定（第 18 項、B19 項から B23 項及び BC65 項から BC69 項）

- IN20 本公開草案では、ある項目の名目金額の階層部分をヘッジ対象として適格とすべきだと提案している。しかし、満期前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、ヘッジされるリスクの変動が当該オプションの公正価値に影響を与える場合には、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として適格ではない。
- IN21 名目金額の階層部分をヘッジすることは、ヘッジ対象にはある程度の不確実性があるかもしれないという事実に対処するものである。当審議会の考えでは、名目金額の比例部分をヘッジ対象として指定することは、名目金額の階層部分をヘッジ対象に指定することとは異なる会計上の結果を生じる可能性がある。名目金額の構成要素を指定することが企業のリスク管理戦略と合致していない場合には、財務諸表の利用者にとっての情報の有用性が低下するおそれがある。当審議会の考えでは、ヘッジ対象として名目金額の階層部分を指定することが適切な状況があるかもしれない。
- IN22 当審議会の考えでは、期限前償還オプションの公正価値が、ヘッジされるリスクに対応して変動する場合には、階層アプローチは独立に識別可能ではないリスク要素を識別することに等しくなる（ヘッジされるリスクによる期限前償還オプションの価値の変動は、ヘッジ有効性を測定する方法の一部ではないからである）。

質問 5

- (a) ある項目の名目金額の階層をヘッジ対象として指定することを認めるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、ど

のような変更を提案するか、またその理由は何か。

- (b) 期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、ヘッジされるリスクの変動が当該オプションの公正価値に影響を与える場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象として適格とすべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

ヘッジ会計に適格となるためのヘッジ有効性の要求(第 19 項、B27 項から B39 項及び BC75 項から BC90 項)

IN23 本公開草案の提案では、ヘッジ関係はヘッジ会計に適格となるための要求事項の 1 つとしてヘッジ有効性の要求を満たすべきだとしている。それらの適格要件は第 19 項に示されている。

IN24 IAS 第 39 号は、ヘッジが事前の予想と過去の実績の双方において非常に有効である場合にのみ、ヘッジ会計を認めている。IAS 第 39 号は、相殺が 80% から 125% の範囲内である場合にヘッジが非常に有効であるとみなしている。当審議会は、ヘッジ関係がヘッジ会計の要件を満たしているかどうかを判定するための 80% から 125% の「明確な境界線」を廃止することを提案している。その代わりに、目的に基づく判定によりヘッジ会計と企業のリスク管理活動との結びつきが強まるものと当審議会は考えている。提案しているヘッジ有効性の要求は、ヘッジ関係が次に該当することである。

(a) ヘッジ有効性判定の目的と合致している(すなわち、ヘッジ関係が偏りのない結果をもたらす、予想されるヘッジ非有効部分が最小限となることを確保している)。

(b) 偶然ではない相殺を達成すると予想される。

質問 6

ヘッジ会計の適格要件としてのヘッジ有効性判定に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような要求とすべきだと考えるか。

ヘッジ関係のバランス再調整(第 23 項、B46 項から B60 項及び BC106 項から BC111 項)

IN25 本公開草案の提案では、ヘッジ関係がヘッジ有効性の判定の目的に合致しなくなったが、その指定されたヘッジ関係に係るリスク管理目的は引き続き同じである場合には、企業は、適格要件が再び満たされるようにヘッジ関係のバランス再調整を行うべきだとしている。企業が、ヘッジ関係が将来においてヘッジ会計の適格要件を満たさなくなるおそれがあると予想する場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を事前に行うことができる。

- IN26 当審議会の考えでは、リスク管理目的が同じままであるので、リスク管理方針への合致を維持するために既存のヘッジ関係の調整が必要となる場合がある。ヘッジ対象又はヘッジ手段の調整は、指定の根拠となる文書に記述された当初のリスク管理目的を変更するものではない。当審議会は、こうした状況では、改訂後のヘッジ関係は中止ではなく既存のヘッジの継続として会計処理すべきであると考えている。当審議会は、この調整をバランス再調整と呼ぶ。

質問 7

- (a) ヘッジ関係がヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなった場合には、ヘッジ関係に関するリスク管理目的が同じままであることを条件に、ヘッジ関係のバランス再調整を行うことを企業に要求すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 企業が、指定されたヘッジ関係が将来においてヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなるおそれがあると予想する場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を事前に行うこともできるとすることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

ヘッジ会計の中止（第 24 項、B61 項から B66 項及び BC112 項から BC118 項）

- IN27 本公開草案の提案では、企業は、ヘッジ関係（又はヘッジ関係の一部）が適格要件を満たさなくなった場合（ヘッジ関係のバランス再調整があれば、バランス再調整を考慮後で）にのみ、ヘッジ会計を中止しなければならない。これには、ヘッジ手段の消滅、売却、終結又は行使が含まれる（この目的上、ヘッジ手段の他のヘッジ手段への入替え又は更改は、それが企業の文書化されたヘッジ戦略の一部である場合には、消滅又は終結ではない）。これは、ヘッジ関係の全体又はその一部に影響する可能性がある。
- IN28 当審議会は、ヘッジ会計は企業のリスク管理活動を反映すべきだと考えている。したがって、企業がヘッジ会計を中止すべきなのは、ヘッジ会計がリスク管理戦略をもはや反映しなくなった場合のみである。このため、当審議会の考えでは、ヘッジ会計の要件を満たす根拠となったリスク管理の目的及び戦略に依然として合致しており、他の適格要件のすべてを引き続き満たしている（ヘッジ関係のバランス再調整があれば、バランス再調整を考慮後で）ヘッジ関係について、ヘッジ会計を中止することは不適切である。

質問 8

- (a) 企業は、ヘッジ関係（又はヘッジ関係の一部）が適格要件を満たさなくなった場合（ヘッジ関係のバランス再調整があれば、バランス再調整を考慮後で）にのみ、ヘ

ッジ会計を中止すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

- (b) ヘッジ会計の要件を満たす根拠となったリスク管理の目的及び戦略に依然として合致しており、他の適格要件のすべてを引き続き満たしているヘッジ関係について、ヘッジ会計を中止することを企業に認めるべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

公正価値ヘッジの会計処理（第 26 項から第 28 項及び BC119 項から BC129 項）

- IN29 本公開草案の提案では、公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失はその他の包括利益に認識すべきである。当該利得又は損失の非有効部分は、純損益に振り替えなければならない。さらに、ヘッジ対象に係る利得又は損失は、財政状態計算書において独立の表示科目として表示しなければならない。
- IN30 当審議会は、提案している会計処理は次のことを行うものだと考えている。
- (a) ヘッジ対象に関する混合測定（例えば、償却原価に部分的な公正価値修正を加えた金額）を廃止する。
- (b) 一部の人が人為的なものと考えているその他の包括利益及び資本の変動性を回避する。
- (c) リスク管理活動の影響を 1 か所（すなわち、その他の包括利益）に表示する（キャッシュ・フロー・ヘッジと公正価値ヘッジの両方について）。
- (d) 公正価値ヘッジが達成した相殺の程度に関する情報を包括利益計算書で提供する。
- IN31 当審議会は、公正価値ヘッジに関する情報を財政状態計算書で表示するための代替案として、リンク表示も検討した。リンク表示は、特定の資産及び負債がどのように関連しているかを示す情報を財政状態計算書と一緒に表示する方法である。リンク表示は相殺と同じではない。これは、リンク表示は財政状態計算書において総額と一緒に表示するからである。
- IN32 当審議会の考えでは、リンク表示は資産と負債との間の特定の関係に関するある程度の有用な情報を提供する可能性はあるが、その関係が対象としている種類のリスクとそうでない種類のリスクとを区別しない。このため、リンク表示は、そのリンク（すなわち、関係）が資産又は負債の背後にあるいくつかのリスクの 1 つのみ（例えば、為替リスクのみで、信用リスク又は金利リスクは含まない）に影響しているのに、「リンク」されている資産と負債を 1 つの純額とする結果となる可能性がある。さらに、当審議会はリン

ク表示が比率分析の目的上より適切な資産と負債の合計をもたらすとは考えない。ヘッジは 1 つだけのリスクに関係するもので、すべてのリスクに関係するものではない。その代わりに、ヘッジに関する開示は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の関係に関して、財務諸表の利用者が自らの分析のための情報の妥当性を評価できるような情報を提供するより良い代替案となると当審議会は考えている。

質問 9

- (a) 公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失はその他の包括利益に認識し、当該利得又は損失の非有効部分を純利益に振り替えるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、財政状態計算書の独立の表示科目として表示すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (c) リンク表示は公正価値ヘッジについては認めるべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような場合にリンク表示を認めるべきだと考えるか、また、どのように表示すべきか。

キャッシュ・フロー・ヘッジ及び公正価値ヘッジについてのオプションの時間的価値の会計処理（第 33 項、B67 項から B69 項及び BC143 項から BC155 項）

- IN33 IAS 第 39 号では、指定されていないオプションの時間的価値は、売買目的保有として取り扱い、純損益を通じて公正価値で測定するものとして会計処理する。当審議会は、この会計処理は企業のリスク管理活動と合致していないと考えている。当審議会は、オプションの時間的価値は、価格又はレートの不利的な変動に対して防御するためのコストであることに留意した。
- IN34 本公開草案の提案では、企業はオプションの時間的価値を、そのオプションがヘッジしているヘッジ対象の種類によって区別すべきだとしている。取引に関連したヘッジ対象又は期間に関連したヘッジ対象である。
- IN35 本公開草案では、企業がオプション契約の本源的価値と時間的価値とを区分して、本源的価値の変動のみをヘッジ手段として指定している場合における、オプションの時間的価値の具体的な会計処理の要求事項を提案している。

質問 10

- (a) 取引に関連したヘッジ対象については、その他の包括利益に累積されたオプションの時間的価値の公正価値の変動は、一般的な要求事項に従って振り替えるべき（例えば、非金融資産として資産化される場合にはベースス・アジャストメント、ヘッジされている売上が純損益に影響する時には純損益に）であることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 期間に関連するヘッジ対象については、当期に係る調整後の時間的価値の一部は、その他の包括利益の累計額から純損益に合理的な基準で振り替えるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (c) オプションの時間的価値の会計処理は、時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲（すなわち、重要な契約条件がヘッジ対象と完全に一致するオプションの評価を用いて算定した「調整後の時間的価値」）にのみ適用すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

項目グループのヘッジ（第 34 項から第 39 項、B70 項から B82 項及び BC156 項から BC182 項）

ヘッジ対象としての項目グループの適格性（第 34 項、B70 項から B76 項、BC163 項、BC164 項及び BC168 項から BC173 項）

IN36 本公開草案の提案では、項目グループが適格なヘッジ対象となるのは次の場合のみである。

- (a) 個々に適格なヘッジ対象である項目（項目の構成要素も含む）で構成されている。
- (b) そのグループの中の項目が、リスク管理目的上、グループとして一緒に管理されている。かつ、
- (c) キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の目的に関してのみ、ヘッジされているリスクに晒されているヘッジ対象のグループの相殺しあうキャッシュ・フローが、同一の報告期間（IAS 第 34 号「中間財務報告」で定義された中間期間を含む）に、かつ、その報告期間にのみ、純損益に影響する。

IN37 個別ヘッジのアプローチは、望んだ結果を達成するために、個々のヘッジ対象に起因するリスク・エクスポージャーを管理するためのヘッジ手段を企業が締結することを伴う。

これは、グループ・ヘッジのアプローチと同様である。しかし、グループ・ヘッジのアプローチでは、企業は項目グループからの残余リスク・エクスポージャーを管理しようとする。グループの中のリスクの中には（全期間又は一部の期間にわたって）相殺し合って互いにヘッジを提供するものがあるので、ヘッジ手段でヘッジするのはグループの残余リスクになるかもしれない。個別ヘッジのアプローチとグループ・ヘッジのアプローチは、概念上類似しており、当審議会は、ヘッジ会計に適格となるための要求事項も同様であるべきだと考えている。したがって、本公開草案の提案では、個別のヘッジ項目に適用される適格性の要件は、項目グループのヘッジにも適用されるべきである。しかし、一部の制限は、相殺し合うポジションが異なる報告期間の純損益に影響を与える純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジについて維持されている。

質問 11

ヘッジ対象としての項目グループの適格性の要件に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような要求とすべきだと考えるか。

表示（第 37 項、第 38 項、B79 項から B82 項及び BC174 項から BC177 項）

- IN38 公開草案の提案では、包括利益計算書の異なる表示科目に影響する相殺し合うリスク・ポジションを有する項目グループのヘッジ（例えば、純額ポジションのヘッジ）については、純損益に認識したヘッジ手段の利得又は損失は、ヘッジ対象に影響されるものとは別の科目で表示しなければならない。
- IN39 相殺し合うリスク・ポジションを有する項目グループ（例えば、純額ポジション）については、ヘッジ対象が別々の損益計算書項目に影響する場合がある。したがって、このようなグループのキャッシュ・フロー・ヘッジについては、金額がその他の包括利益から純損益に振り替えられる際、表示上の問題を生じる。ヘッジ対象を有効に相殺するためには振り替える金額をグロスアップする必要があるからである。当審議会は、影響を受けるすべての損益計算書の表示科目を調整（グロスアップ）することを提案するとすれば、その結果は、存在しない総額（部分的に相殺し合う）の利得又は損失の認識となってしまうという結論を下した。これは基本的な会計の原則と整合しない。したがって、本公開草案の提案では、その他の包括利益から純損益に振り替えられた金額は、純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジについては、損益計算書上の独立の表示科目に表示すべきだとしている。当審議会は、これにより、存在しない金額で利得又は損失を歪めるといった問題が回避されると考えている。

質問 12

包括利益計算書の異なる表示科目に影響する相殺し合うリスク・ポジションを有する項目グループのヘッジ（例えば、純額ポジションのヘッジ）については、純損益に認

識したヘッジ手段の利得又は損失は、ヘッジ対象に影響されるものとは別の科目で表示すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

開示（第 40 項から第 52 項及び BC183 項から BC208 項）

- IN40 本公開草案では、以下に関する情報を提供する開示要求を提案している。
- (a) 企業のリスク管理戦略及びそれをどのようにリスク管理に適用しているか
 - (b) 企業のヘッジ活動が、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響する可能性があるか
 - (c) ヘッジ会計が企業の財政状態計算書、包括利益計算書及び持分変動計算書に与えた影響
- IN41 また、本公開草案の提案では、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従ったその他の包括利益の累計額の調整表において、企業が十分な詳細情報を提供して、包括利益計算書に対するヘッジ会計の影響を説明する情報の一部として開示された関連する金額を利用者が識別できるようにすべきだとしている。さらに、その他の包括利益の累計額の調整表において、企業は、オプションの時間的価値に関して認識した金額を、取引に関連したヘッジ対象と期間に関連したヘッジ対象とに区別すべきである。
- IN42 当審議会は、提案している開示は、企業のヘッジ活動に関する透明性を高める関連性のある情報を提供するものと考えている。

質問 13

- (a) 提案している開示要求に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 他のどのような開示が有用な情報を提供すると考えるか（提案している開示に追加するもの又はそれに代わるものとして）、またその理由は何か。

ヘッジ会計の会計上の代替案（BC208 項から BC246 項）

現金で純額決済できる非金融商品項目に係る契約をデリバティブとして会計処理する（付録 C 及び BC209 項から BC218 項）

- IN43 本公開草案の提案では、企業の公正価値ベースのリスク管理戦略に従ったものである場合には、デリバティブの会計処理を、現金で純額決済できる契約のうち、企業の予想される売買又は使用の必要に従った非金融商品の受渡しの目的で締結して保有し続けてい

るものに適用しなければならない。

- IN44 当審議会は、ヘッジ会計は、コモディティ契約を含んだヘッジ関係については必ずしも適切な会計処理を提供しないと考えている。したがって、当審議会は、IAS 第 39 号の範囲を修正して、適切な状況においてコモディティ契約をデリバティブとして会計処理することを提案している。当審議会の考えでは、このアプローチは、企業の予想される売買又は使用の必要に従った非金融商品の受渡しの目的で締結して保有し続けている、非金融商品項目（通常はコモディティ）を売買するための純額決済が可能な契約についての目的と、それらの管理方法とを結び付けるものである。これは、契約が企業の財務業績に与える影響をより良く反映し、より有用な情報を提供する。

質問 14

企業の公正価値ベースのリスク管理戦略に従ったものである場合には、デリバティブの会計処理を、現金で純額決済できる契約のうち、企業の予想される売買又は使用の必要に従った非金融商品の受渡しの目的で締結して保有し続けているものに適用すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

信用リスクをクレジット・デリバティブを用いて会計処理する（BC219 項から BC246 項）

- IN45 多くの金融機関は、融資活動から生じる信用リスク・エクスポージャーを管理するためにクレジット・デリバティブを使用している。例えば、信用リスク・エクスポージャーのヘッジにより、金融機関が貸出金又はローン・コミットメントに係る貸倒損失のリスクを第三者に移転できるようになる。信用リスクのヘッジは、貸出金又はローン・コミットメントに関する規制上の所要自己資本を減少させ、金融機関が貸出金の名目的な所有権と顧客との関係を維持することを可能にするかもしれない。与信ポートフォリオの管理者は、しばしばクレジット・デリバティブを利用して、特定のエクスポージャー（例えば、特定の顧客への貸出枠）又は銀行の全体の貸出ポートフォリオの一定割合の信用リスクをヘッジする。
- IN46 しかし、クレジット・デリバティブを利用して信用リスクを管理する金融機関は、一般的にヘッジ会計を達成していない。金融商品項目の信用リスク部分をヘッジ対象としての適格要件を満たす構成要素として分離し測定することが運用上困難（不可能ではないとしても）だからである。リスクフリー金利と市場金利との間のスプレッドは、信用リスク、流動性リスク、資金調達リスク及び他の識別されていないリスク要素及びマージン要素を織り込んでいる。スプレッドが信用リスクを含んでいると判断することはできるが、ヘッジ会計の目的上、信用リスクのみに起因する公正価値の変動を分離し測定することは運用上困難である。

IN47 当審議会は、クレジット・デリバティブが信用リスクをヘッジするために使用されている場合のヘッジ会計に代わる 3 つの考え得る代替的アプローチを検討した。これらに伴う複雑性のために、当審議会は、クレジット・デリバティブを使用した信用リスクのヘッジを会計処理するための代替的な会計処理を提案しないことを決定した。

質問 15

- (a) クレジット・デリバティブを利用した信用リスクのヘッジを会計処理するための 3 つの代替的な会計処理（ヘッジ会計以外の）はすべて、金融商品の会計処理に不必要な複雑性を加えるものであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。
- (b) 同意しない場合には、当審議会が BC226 項から BC246 項で検討した 3 つの代替案のうちどれを、当審議会がさらに開発すべきか、また、その代替案にどのような変更を提案するか、またその理由は何か。

発効日及び経過措置（第 53 項から第 55 項及び BC247 項から BC254 項）

IN48 当審議会は、ヘッジ会計について提案している要求事項を将来に向かって適用することを提案している。

質問 16

提案している経過措置に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

ヘッジ会計に関する提案

ヘッジ会計

- 1 ヘッジ会計の目的は、純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリスク管理活動の影響を、財務諸表において表現することである。このアプローチは、ヘッジ手段の目的と効果を理解できるようにするために、その背景を伝えることを目的とするものである。
- 2 企業は、第 5 項から第 18 項及び B1 項から B26 項に従って、ヘッジ手段とヘッジ対象との間のヘッジ関係を指定することを選択できる。企業は、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失を、第 20 項から第 33 項に従って会計処理しなければならない。ヘッジ対象が項目グループである場合には、企業は第 34 項から第 39 項の追加的な要求事項に従わなければならない。
- 3 金融資産又は金融負債の一部分の金利エクスポージャーの公正価値ヘッジについては、企業は、本基準に代えて、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計に関する要求事項（IAS 第 39 号の 81A 項、89A 項及び AG114 項から AG132 項参照）を適用しなければならない。
- 4 ヘッジ会計は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資には適用してはならない。

ヘッジ手段

適格なヘッジ手段

- 5 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債は、ヘッジ手段として指定することができる。ただし、一部の売建オプションを除く（B4 項参照）。
- 6 為替リスクのヘッジについては、金融資産又は金融負債はヘッジ手段として指定することができる。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定されていない場合に限る（第 4 項参照）。
- 7 ヘッジ会計の目的上、報告企業の外部（すなわち、報告対象としている企業集団又は個別企業の外部）の者との契約のみが、ヘッジ手段となり得る。

ヘッジ手段の指定

- 8 ヘッジ手段は、その全体をヘッジ関係において指定しなければならない。次の場合に

のみ例外が認められる。

- (a) オプション契約の本源的価値と時間的価値を区分して、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定し、時間的価値の変動は指定しない場合(第33項参照)
 - (b) 先渡契約の金利要素と直物価格とを区分して、先渡契約の直物要素の変動のみをヘッジ手段に指定し、金利要素は指定しない場合
- 9 ヘッジ手段全体の名目金額の一定割合(例えば、名目金額の50%)を、ヘッジ関係におけるヘッジ手段として指定することができる。しかし、ヘッジ手段が存続する期間の一部分についてだけヘッジ関係を指定することはできない。
- 10 企業は、次のものの組合せについては、組合せで考えて一緒にヘッジ手段として指定することができる(一部のヘッジ手段から生じるリスクが他のヘッジ手段から生じるリスクと相殺される状況を含む)。
- (a) デリバティブ又はその名目金額の一定割合
 - (b) 非デリバティブ又はその名目金額の一定割合
- 11 しかし、売建オプションと買建オプションを組み合わせたデリバティブ(例えば、金利カラー)は、実質的に正味の売建オプションである場合には、ヘッジ手段として適格ではない。同様に、複数の金融商品(又はそれらの一定割合)をヘッジ手段として指定できるのは、そのいずれもが売建オプション又は正味の売建オプションではない場合のみである。

ヘッジ対象

適格なヘッジ対象

- 12 ヘッジ対象は、認識されている資産又は負債、未認識の確定約定、可能性の非常に高い予定取引、又は在外営業活動体に対する純投資のいずれでもよい。ヘッジ対象は次のいずれであってもよい。
- (a) 単一の資産、負債、確定約定、可能性の非常に高い予定取引、又は在外営業活動体に対する純投資
 - (b) 資産、負債、確定約定、可能性の非常に高い予定取引、又は在外営業活動体に対する純投資のグループ(第34項から第39項に従う。)
- ヘッジ対象はこれらの項目の構成要素でもよい(第18項参照)。
- 13 ヘッジ対象は信頼性をもって測定可能でなければならない。

- 14 ヘッジ対象が予定取引（又はその構成要素）である場合には、その取引は可能性が非常に高くなければならない。
- 15 あるエクスポージャーとデリバティブとの組合せである合計されたエクスポージャーは、ヘッジ対象として指定することができる（B9 項参照）。
- 16 ヘッジ会計の目的上、企業の外部の者との資産、負債、確定約定又は可能性の非常に高い予定取引のみが、ヘッジ対象として指定できる。ヘッジ会計が同一企業集団内の企業間の取引に適用できるのは、当該企業の個別財務諸表においてのみであり、当該企業集団の連結財務諸表においては適用できない。
- 17 ただし、例外として、連結会社間の貨幣性項目（例えば、2 つの子会社の間で債権債務）の為替リスクは、ヘッジ対象として指定することができる。これは、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従って連結上完全には消去されない為替差損益へのエクスポージャーが生じることが条件となる。IAS 第 21 号に従うと、連結会社間の貨幣性項目に係る為替差損益は、その連結会社間の貨幣性項目が機能通貨の異なる 2 つのグループ企業の間で取引されている場合には、連結上完全には消去されない。さらに、可能性の非常に高い予定取引の為替リスクは、連結財務諸表においてヘッジ対象として適格となり得る。これは、その取引が当該取引を行う企業の機能通貨とは異なる通貨で表示され、為替リスクが連結純損益に影響することが条件となる。

ヘッジ対象の指定

- 18 企業は、ある項目のキャッシュ・フロー又は公正価値のすべての変動を、ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定することができる。企業は、ある項目の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動の全体以外のもの（すなわち、構成要素）をヘッジ対象として指定することもできる。企業は、次の種類の構成要素（組合せを含む）をヘッジ対象として指定することができる。
- (a) ある項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち特定のリスク（リスク要素）に起因する部分のみ。これは、リスク要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合に限る（B13 項から B18 項参照）。リスク要素には、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち、特定の価格又はレートを上回るか又は下回る部分のみ（すなわち、片側リスク）の指定も含まれる。
- (b) 選択された単数又は複数の契約上のキャッシュ・フロー
- (c) 名目金額部分、すなわち、ある項目の金額の特定の部分（B19 項から B23 項に示している）

ヘッジ会計の適格要件

- 19 ヘッジ関係は、次の要件をすべて満たす場合にのみ、ヘッジ会計に適格となる。
- (a) ヘッジ関係が、適格なヘッジ手段及びヘッジ対象のみで構成されていること。
 - (b) ヘッジの開始時に、ヘッジ関係並びに企業のリスク管理目的及びヘッジの実行に関する戦略の公式な指定と文書化があること。その文書化には、次の事項の明確化が含まれる。ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを企業が判定する方法（ヘッジ非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法を含む）の明確化である。
 - (c) ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしていること（B27 項から B39 項参照）。次の場合には、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしている。
 - (i) ヘッジ有効性の判定の目的に合致しており、かつ、
 - (ii) 偶然ではない相殺を達成すると予想される。

適格ヘッジの会計処理

- 20 企業は、第 19 項の適格要件（これには、ヘッジ関係を指定するという企業の決定が含まれている）を満たすヘッジ関係にヘッジ会計を適用する。
- 21 ヘッジ関係には 3 つの種類がある。
- (a) 公正価値ヘッジ： 認識されている資産若しくは負債又は未認識の確定約定（あるいはそれらのいずれかの構成要素）の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジ
 - (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ： 認識されている資産若しくは負債（変動金利の負債に係る将来の利払の全部または一部など）又は可能性の非常に高い予定取引に係る特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジ
 - (c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（IAS 第 21 号で定義）
- 22 確定約定の為替リスクのヘッジは、公正価値ヘッジとして会計処理することも、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理することもできる。
- 23 ヘッジ関係がヘッジ有効性の判定の目的に合致しなくなったが、その指定されたヘッジ関係に係るリスク管理目的は引き続き同じである場合には、企業は、適格要件が再び

満たされるように、ヘッジ関係のバランス再調整を行わなければならない（B46 項から B60 項参照）。企業が、ヘッジ関係が将来においてヘッジ会計の適格要件を満たさなくなるおそれがあると予想する場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を事前に行うことができる。

24 企業は、ヘッジ関係（又はヘッジ関係の一部）が適格要件を満たさなくなった場合（ヘッジ関係のバランス再調整があれば、バランス再調整を考慮後で）にのみ、ヘッジ会計を中止しなければならない。これには、ヘッジ手段の消滅、売却、終結又は行使が含まれる（この目的上、ヘッジ手段の他のヘッジ手段への入替え又は更改は、それが企業の文書化されたヘッジ戦略の一部である場合には、消滅又は終結ではない）。これは、ヘッジ関係の全体又はその一部に影響する可能性がある。

25 企業は以下の項を適用しなければならない。

(a) ヘッジ対象（又はその構成要素）が償却原価で測定する金融商品である公正価値ヘッジについてヘッジ会計を中止する場合には、第 28 項

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジについてヘッジ会計を中止する場合には、第 30 項

公正価値ヘッジ

26 公正価値ヘッジがヘッジされている期間中に第 19 項の適格要件を満たしている間においては、ヘッジ関係を次のように会計処理しなければならない。

(a) ヘッジ手段の再測定による利得又は損失は、その他の包括利益に認識しなければならない。

(b) ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失は、財政状態計算書上の独立の表示科目として認識し表示するとともに、その他の包括利益に認識しなければならない。この独立表示科目は、ヘッジ対象である資産又は負債を含んだ表示科目の次に表示しなければならない。この独立表示科目は、ヘッジ対象が資産である報告期間については資産の中で、またヘッジ対象が負債である報告期間については負債の中で表示する。これらの表示科目に含められた金額は、関係する資産又は負債の認識の中止をした場合には、財政状態計算書に残してはならない。ヘッジ対象が未認識の確定約定（又はその構成要素）である場合には、ヘッジ対象の公正価値のその後の変動累計額は資産又は負債に認識し、対応する利得又は損失をその他の包括利益に認識する。

(c) ヘッジ手段及びヘッジ対象の再測定により生じた利得又は損失の非有効部分は、その他の包括利益から純損益に振り替えなければならない。

27 公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象が、非金融資産の取得又は非金融負債の引受を行う確定約定（又はその構成要素）である場合には、企業がその確定約定を行うことによ

り生じる非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額を、財政状態計算書に認識されたヘッジ対象の公正価値の変動累計額を含めるように調整する。

- 28 第 26 項(b)で述べた財政状態計算書上の独立表示科目は、ヘッジ対象が償却原価で測定する金融商品（又はその構成要素）である場合には、償却して純損益に計上しなければならない。償却は、調整額が存在することとなった時から開始することができるが、遅くとも、その独立表示科目がヘッジ対象の公正価値の変動について調整されなくなる時から開始しなければならない。その償却は、償却開始日現在で再計算された実効金利を基礎とする（独立表示科目及びそれに関連する金融商品の帳簿価額を考慮に入れる）。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

- 29 キャッシュ・フロー・ヘッジが第 19 項の適格要件を満たしている間においては、次のように会計処理しなければならない。

- (a) ヘッジ対象に関連した資本の独立の内訳項目（キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金）を、次のいずれか（絶対額で）低い方に合わせる。
- (i) ヘッジの開始時からの、ヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額
 - (ii) ヘッジの開始時からの、ヘッジ対象の公正価値（現在価値）の変動累計額（すなわち、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローの変動の現在価値）
- (b) ヘッジ手段の公正価値（現在価値）の変動累計額のうち、有効なヘッジと認められる部分（すなわち、(a)に従って計算したキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の変動）は、その他の包括利益に認識しなければならない。
- (c) 残った利得又は損失（すなわち、ヘッジ非有効部分）があれば、純損益に認識する。
- (d) (a)に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、次のように会計処理しなければならない。
- (i) 予定取引のヘッジがその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に関する予定取引が確定約定（公正価値ヘッジが適用される）となった場合には、企業は、当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去して、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。これは組替調整ではない（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」参照）ので、その他の包括利益には影響しない。
 - (ii) 上記(i)の対象となるもの以外のキャッシュ・フロー・ヘッジについては、当該金額を、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として振り替えなければならない。これは、ヘッジされた予想将

来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間（例えば、金利収益又は金利費用が認識される期間又は予定売上が発生する期間）に行う。

(iii) ただし、当該金額が損失であり、企業が当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額を、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として純損益に振り替えなければならない。

30 企業がキャッシュ・フロー・ヘッジについてヘッジ会計を中止する場合（第 24 項及び第 25 項参照）には、第 29 項(a)に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額を、次のように会計処理しなければならない。

(a) ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、当該金額を、その将来キャッシュ・フローが発生するまで、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残さなければならない。将来キャッシュ・フローが発生した時には、第 29 項(d)が適用される。

(b) ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、当該金額を、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として振り替えなければならない。発生の可能性が非常に高いとはいえなくなったヘッジされた将来キャッシュ・フローであっても、依然、将来キャッシュ・フローが発生すると予想することはできる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

31 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（純投資の一部として会計処理される貨幣性項目のヘッジを含む、IAS 第 21 号参照）は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様にして会計処理しなければならない。

(a) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効なヘッジと認められる部分（第 29 項参照）は、その他の包括利益に認識しなければならない。

(b) 非有効部分は、純損益に認識しなければならない。

32 キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された、ヘッジの有効部分に係るヘッジ手段の利得又は損失は、当該在外営業活動体の処分又は部分的な処分の際に、IAS 第 21 号の第 48 項から第 49 項に従って、資本から純損益に、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として振り替えなければならない。

オプションの時間的価値の会計処理

33 企業がオプション契約の本源的価値と時間的価値を区分し、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合（第 8 項(a)参照）には、オプションの時間

的価値を次のように会計処理しなければならない（B67 項から B69 項参照）。

- (a) オプションの時間的価値を、オプションがヘッジしているヘッジ対象の種類ごとに区分しなければならない。
 - (i) 取引に関連したヘッジ対象
 - (ii) 期間に関連したヘッジ対象
- (b) 取引に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動は、ヘッジ対象に関連する範囲でその他の包括利益に認識しなければならない。資本の独立の内訳項目に累積された、オプションの時間的価値から生じた公正価値変動の累計額は、次のように会計処理しなければならない。
 - (i) そのヘッジ対象がその後に非金融資産若しくは非金融負債、又は公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定の認識を生じる場合には、当該金額を資本の独立の内訳項目から除去し、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。これは組替調整ではない（IAS 第 1 号参照）ので、その他の包括利益には影響しない。
 - (ii) 上記(i)の対象となるもの以外のヘッジ関係については、当該金額を、資本の独立の内訳項目から純損益に、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として振り替えなければならない。これは、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間（例えば、予定売上が発生する期間）に行う。
 - (iii) ただし、当該金額の全部又は一部が将来の期間において回収されないと見込まれる場合には、回収が見込まれない金額を、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として純損益に振り替えなければならない。
- (c) 期間に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動は、ヘッジ対象に関連する範囲でその他の包括利益に認識し、資本の独立の内訳項目に累積しなければならない。オプションの売手に支払った当初の時間的価値は、ヘッジ対象に関連する範囲で、ヘッジ関係の期間にわたって合理的な基準で償却しなければならない。したがって、各期間において償却額は、資本の独立の内訳項目から純損益に、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として振り替えなければならない。ただし、オプションの本源的価値の変動をヘッジ手段として含んだヘッジ関係についてヘッジ会計が中止された場合には、資本の独立の内訳項目に累積された正味の金額（すなわち、償却累計額を含む）は、直ちに、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として純損益に振り替えなければならない。

項目グループのヘッジ

ヘッジ対象としての項目グループの適格性

- 34 項目グループ（純額ポジションを構成する項目グループを含む、B70 項から B76 項参照）は、次の場合にのみ、適格なヘッジ対象である。
- (a) 個々に適格なヘッジ対象である項目（その構成要素も含む）で構成されている。
 - (b) 当該グループの各項目が、リスク管理の目的上、グループとして一緒に管理されている。かつ、
 - (c) キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の目的に関してのみ、ヘッジされているリスクに晒されているヘッジ対象のグループの相殺しあうキャッシュ・フローが、同一の報告期間（IAS 第 34 号「中間財務報告」で定義された中間期間を含む）に、かつ、その報告期間にのみ、純損益に影響する。

名目金額の構成要素の指定

- 35 適格な項目グループの一定割合の構成要素は、その指定が企業のリスク管理目的と整合している場合には、適格なヘッジ対象である。
- 36 全体的な項目グループの階層部分（例えば、底溜り部分）は、次のすべてに該当する場合にのみ、ヘッジ会計に適格である。
- (a) 独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である。
 - (b) リスク管理目的が、階層部分をヘッジすることである。
 - (c) 階層部分を識別する基となった全体的なグループの中の項目が、同一のヘッジされるリスクに晒されている（このため、ヘッジされる階層の測定が、全体的なグループの中のどの項目がヘッジされる階層の一部を構成しているのかに左右されない）。
 - (d) 既存の項目（例えば、未認識の確定約定又は認識されている資産）のヘッジについては、ヘッジされる階層を定義する基となった全体的な項目グループを企業が識別し追跡できる（このため、企業が適格ヘッジの会計処理に関する要求事項に準拠することが可能である）。
 - (e) 当該グループの中の項目が、期限前償還オプション（ヘッジされるリスクに公正価値が影響されないものを除く）を含んでいない。

表 示

- 37 項目グループのヘッジで、相殺しあうヘッジされるリスク・ポジションが損益計算書上の異なる表示科目に影響を与えるもの（例えば、純額ポジションのヘッジ）については、純損益に認識されるヘッジ手段に係る利得又は損失は、ヘッジ対象の影響を受ける表示科目とは別の表示科目に表示しなければならない。
- 38 公正価値ヘッジにおいてグループとして一緒にヘッジされている資産及び負債については、当該資産及び負債に係る利得又は損失は、第 26 項(b)に従って財政状態計算書に認識しなければならない。当該利得又は損失は、関連する資産又は負債を含んだ表示科目の次に、総額で表示しなければならない。

ゼロの純額ポジション

- 39 ヘッジ対象が、ゼロの純額ポジションであるグループである（すなわち、それらの中のヘッジ対象が、グループとして管理されているリスクを完全に相殺しあっている）場合には、企業は、次のすべてに該当することを条件に、そのポジションを、ヘッジ手段を含まないヘッジ関係において指定することが認められる。
- (a) そのヘッジが、時とともに規模が変化するヘッジ対象ポジションに係るローリング正味リスク・ヘッジ戦略の一部である。
 - (b) そのローリング正味リスク・ヘッジ戦略の対象期間にわたり、正味リスク（すなわち、正味ポジションがゼロでない時に）をヘッジするために適格なヘッジ手段が使用される。
 - (c) 純額ポジションがゼロではなく、かつ、適格なヘッジ手段でヘッジされている場合には、ヘッジ会計がこのような純額ポジションに通常は適用されている。
 - (d) このゼロの純額ポジションにヘッジ会計を適用しないとすると、適用していたならば純額ポジションのヘッジにおいて認識されていたであろう相殺しあうリスク・ポジションが認識されないために、不整合な会計上の結果を生じることとなる。

開 示

- 40 ヘッジ会計に関する開示は、以下に関する情報を提供しなければならない。
- (a) 企業のリスク管理戦略及びそれをどのようにリスク管理に適用しているか
 - (b) 企業のヘッジ活動が、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響する可能性があるか

(c) ヘッジ会計が企業の財政状態計算書、包括利益計算書及び持分変動計算書に与えた影響

41 企業は、要求される開示を財務諸表において単一の注記又は独立のセクションで表示しなければならない。しかし、すでに他の場所で表示されている情報を重複させる必要はない。これは、その情報が財務諸表から他の報告書（経営者の報告又はリスク報告書など）への参照により組み込まれていて、それが財務諸表と同じ条件で同時に利用可能であることが条件となる。参照により組み込まれた情報がないと、その財務諸表は不完全である。

42 第 44 項から第 52 項により、開示する情報をリスク区分ごとに区別することを要求されている場合には、企業は、リスクの各区分を、企業がヘッジすることを決定しヘッジ会計を適用しているリスク・エクスポージャーを基礎にして決定しなければならない。企業は、ヘッジ会計に関するすべての開示についてリスク区分を統合的に決定しなければならない。

43 第 40 項の目的を果たすために、企業は、（以下に別途定めるものを除いて）次のことを決定しなければならない。それは、どの程度の詳細さで開示を行うか、開示要求の異なる側面にどの程度の重点を置くか、集約又は分解の適切なレベル、開示する定量的情報を評価するために財務諸表の利用者が追加的な情報を必要とするかどうか、である。しかし、企業が集約又は分解のレベルを決定する際には、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の他の開示要求で使用している集約又は分解のレベルを考慮しなければならない。

リスク管理戦略

44 企業は、ヘッジすることを決定しヘッジ会計を適用しているリスク・エクスポージャーの各区分についてリスク管理戦略を説明しなければならない。この説明は、財務諸表の利用者が（例えば）次のことを行えるようにするものとすべきである。

- (a) それぞれのリスクがどのようにして発生するのか
- (b) 企業がそれぞれのリスクをどのように管理しているのか。これには、企業が項目全体をすべてのリスクについてヘッジしているのか、項目のリスク要素をヘッジしているのかが含まれる。
- (c) 企業が管理しているリスク・エクスポージャーの程度

将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

45 リスク・エクスポージャーの各区分について、企業は、財務諸表の利用者が次のことを評価できるように定量的情報を開示しなければならない。それは、各リスク区分で管理されているリスク・エクスポージャーの種類、各種類のリスク・エクスポージャーが

どの程度ヘッジされているのか、ヘッジ戦略が各種類のリスク・エクスポージャーに与えている影響である。

- 46 企業は、ヘッジ関係が純損益に影響を与えると予想される以後の各期間について、次の事項を開示する内訳を提供しなければならない。
- (a) 企業がそれぞれの特定のリスクに晒されている貨幣金額又は他の数量（例えば、トン、立方メートル）（項目グループのヘッジについては、企業はグループ又は純額ポジションの文脈でリスク・エクスポージャーを説明しなければならない。）
 - (b) ヘッジされているリスク・エクスポージャーの金額又は数量
 - (c) 定量的に、ヘッジがどのようにエクスポージャーを変化させているか（すなわち、ヘッジ後のリスク・プロファイル、例えば、企業が当該エクスポージャーをヘッジしている平均の比率）
- 47 各リスク区分について、企業は、ヘッジ関係にその存続期間中に影響を与えると予想されるヘッジ非有効部分の発生原因の記述を開示しなければならない。
- 48 ヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分の他の発生原因が生じた場合には、企業はそれらの発生原因を開示し、それによるヘッジ非有効部分を説明しなければならない。

ヘッジ会計の主要財務諸表に対する影響

- 49 企業は、表形式で、ヘッジ手段として指定された項目に関する次の金額を、ヘッジの各種類（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、リスクの区分ごとに分けて開示しなければならない。
- (a) ヘッジ手段（金融資産を金融負債と区別）の帳簿価額
 - (b) ヘッジ手段に関連した名目金額又は他の数量（例えば、トン又は立方メートル）
- 50 企業は、表形式で、ヘッジ対象に関する次の金額を、ヘッジの各種類（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、リスクの区分ごとに分けて開示しなければならない。
- (a) 公正価値ヘッジについて
 - (i) ヘッジ対象に係る利得又は損失の累計額（財政状態計算書の独立の表示科目に表示されている）の帳簿価額（資産と負債を区分）
 - (ii) ヘッジ会計が中止されたヘッジに係る財政状態計算書上の残高
 - (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて

- (i) 継続しているヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高で、ヘッジ対象が純損益に影響を与える時に振り替えられるもの
- (ii) ヘッジ会計が中止されたヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高

51 企業は、表形式で、次の金額を、ヘッジの各種類（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、リスクの区分ごとに分けて開示しなければならない。

- (a) 公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて
 - (i) その他の包括利益に認識されたヘッジ手段の価値の変動
 - (ii) 純損益に認識されたヘッジ非有効部分
 - (iii) ヘッジ非有効部分が含まれている損益計算書の表示科目の記述
- (b) 公正価値ヘッジについて、ヘッジ対象の価値の変動
- (c) キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて
 - (i) 純額ポジションのヘッジについては、損益計算書の独立の表示科目に認識されたヘッジ手段の利得又は損失（第 37 項参照）
 - (ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に組替調整額（IAS 第 1 号参照）として振り替えられた金額（ヘッジ会計をこれまで適用していたがヘッジされていた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない金額と、ヘッジ対象が純損益に影響を与えたために振り替えられた金額とを区別する。）
 - (iii) 組替調整額（IAS 第 1 号参照）の影響を受けた損益計算書の表示科目の記述

52 企業は、IAS 第 1 号に従って、その他の包括利益の累計額の次のような調整表を、持分変動計算書又は財務諸表注記のいずれかで提供しなければならない。

- (a) 財務諸表の利用者が第 51 項(a)(i)、(c)(i)及び(c)(ii)の開示に関連する金額を識別できるようにする。
- (b) 企業がオプションの時間的価値を第 33 項に従って会計処理している場合には、取引に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値に係る金額と、期間に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値に係る金額とを区別する（B67 項から B69 項参照）。

発効日及び経過措置

- 53 企業は、本基準 [案] を 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に将来に向かって適用しなければならない。早期適用は認められる。本基準 [案] の開示要求は、本基準 [案] の適用開始前の期間について提供される比較情報には適用する必要はない。しかし、本基準 [案] のヘッジ会計の要求事項は、既存の IFRS 第 9 号の要求事項のすべてを同時に適用するか又はすでに適用している場合にのみ、適用できる。
- 54 ヘッジ会計を本基準 [案] の適用開始日から適用するためには、すべての適格要件を同日現在で満たしていなければならない。
- 55 IAS 第 39 号に従ってヘッジ会計に適格であったヘッジ関係で、本基準 [案] の適用要件 (第 19 項参照) に従ってもやはりヘッジ会計に適格であるものは、継続しているヘッジ関係とみなさなければならない。

付録 A

用語の定義

この付録は本基準 [案] の不可欠な一部である。

次の用語は、IFRS 第 9 号の付録 A、IAS 第 32 号の第 11 項又は IAS 第 39 号の第 9 項で定義されており、本基準において、それらの基準で特定された意味で用いられている。

- (a) デリバティブ (derivative)
- (b) 実効金利法 (effective interest method)
- (c) 資本性金融商品 (equity instrument)
- (d) 公正価値 (fair value)
- (e) 金融資産 (financial asset)
- (f) 金融商品 (financial instrument)
- (g) 金融負債 (financial liability)

確定約定 (firm commitment)	所定の数量の資源を所定の将来の日に所定の価格で交換する拘束力のある契約
予定取引 (forecast transaction)	確定ではないが予想される将来の取引

付録 B

適用指針

この付録は本基準 [案] の不可欠な一部である。

ヘッジ手段

適格なヘッジ手段

- B1 混合契約に組み込まれているが区分して会計処理されていないデリバティブは、ヘッジ手段として指定することはできない。
- B2 企業自身の資本性金融商品は、企業の金融資産でも金融負債でもないので、ヘッジ手段として指定することはできない。
- B3 為替リスクのヘッジについて、企業はヘッジ手段として、IAS 第 21 号に従って決定された非デリバティブ金融商品の為替リスク要素を指定することができる。

売建オプション

- B4 本基準 [案] は、一部の売建オプションを除いては、デリバティブをヘッジ手段として指定できる状況を制限していない。売建オプションはヘッジ手段として指定できないが、買建オプション（他の金融商品に組み込まれているものも含む）の相殺として指定されている場合は別である（例えば、期限前償還が可能な負債をヘッジするために使用される売建オプション）。

ヘッジ手段の指定

- B5 為替リスクのヘッジ以外のヘッジについて、企業が、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産又は非デリバティブ金融負債をヘッジ手段として指定する場合には、その非デリバティブ金融商品の全体を指定しなければならない。
- B6 単一のヘッジ手段を複数の種類のリスクのヘッジ手段として指定することができるが、その各種のリスク・ポジションがヘッジ対象として指定されていることが条件となる。

ヘッジ対象

適格なヘッジ対象

- B7 企業結合において事業を取得する確定約定は、為替リスクを除いては、ヘッジ対象とすることができない。ヘッジされる他のリスクの具体的な識別と測定ができないからであ

る。それらの他のリスクは一般的な事業リスクである。

- B8 持分法投資は公正価値ヘッジのヘッジ対象とすることができない。持分法が純損益に認識するのは関連会社の純損益に対する投資企業の持分であり、投資の公正価値の変動ではないからである。同様の理由で、連結子会社に対する投資は、公正価値ヘッジのヘッジ対象とすることができない。連結が純損益に認識するのは子会社の純損益であり、投資の公正価値の変動ではないからである。在外営業活動体に対する純投資のヘッジはこれとは異なる。為替エクスポージャーのヘッジであり、投資の公正価値の変動の公正価値ヘッジではないからである。
- B9 第 15 項では、エクスポージャーとデリバティブの組合せである合計されたエクスポージャーを企業がヘッジ対象として指定することを認めている。このようなヘッジ対象を指定する際に、企業は、合計されたエクスポージャーが、エクスポージャーとデリバティブとを、特定のリスクに対する 1 つのエクスポージャーとして管理されている別の合計されたエクスポージャーを作り出すように組み合わせているかどうかを検討する。その場合には、企業は合計されたエクスポージャーに基づいてヘッジ対象を指定することができる。例えば、
- (a) 企業は、2 年後の一定量のコーヒーの仕入予定の価格リスク（米ドルによる）を、2 年もののコーヒー先物契約を使ってヘッジするかもしれない。コーヒーの仕入予定とコーヒー先物契約の組合せは、リスク管理の目的上は、2 年後の固定金額の米ドルの為替リスク・エクスポージャーと見ることができる（すなわち、2 年後の固定金額の米ドルの現金流出と同様）。
- (b) 企業は、外貨建の 10 年の固定金利債務の期間全体の為替リスクをヘッジするかもしれない。しかし、企業はその機能通貨における固定金利エクスポージャーを短期又は中期（例えば、2 年）のみとし、満期までの残り期間については機能通貨における変動金利エクスポージャーとする必要があるとする。2 年ごとの期末に（すなわち、2 年ごとの更新で）、企業は次の 2 年間の金利エクスポージャーを固定する（金利が、企業が固定したいと考える水準である場合）。このような状況では、企業が 10 年の固定から変動への金利通貨スワップを締結して、固定金利の外貨建債務を変動金利の国内通貨建債務と交換するのが一般的である。これに 2 年の国内金利スワップ（国内通貨ベースで、変動金利債務を固定金利債務に交換する）が重ねられている。実質上、固定金利の外貨建債務と 10 年の固定から変動への金利通貨スワップの組合せは、リスク管理の目的上は、国内の 10 年の変動金利債務と見られる。
- B10 第 17 項では、連結財務諸表上、可能性の非常に高い連結会社間の予定取引の為替リスクは、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象として適格となり得るとしているが、その取引の表示通貨が当該取引を行う企業の機能通貨以外の通貨であって、その為替リス

クが連結上の純損益に影響することを条件としている。この目的上、企業は親会社、子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー又は支店のいずれでもよい。連結会社間の予定取引の為替リスクが連結上の純損益に影響を与えない場合には、その連結会社間取引はヘッジ対象として適格とはなり得ない。これは通常、同一グループ内の企業間のロイヤルティ支払、金利支払あるいは経営管理料の場合に当てはまる（関連する外部取引がある場合は除く）。しかし、連結会社間の予定取引の為替リスクが連結上の純損益に影響を与える場合には、その連結会社間取引はヘッジ対象として適格となり得る。例としては、同一グループ内の企業間での棚卸資産の売買の予定で、その先にグループ外の者への棚卸資産の販売がある場合である。同様に、固定資産を製作したグループ企業からその固定資産を営業活動に使用するグループ企業への連結会社間の販売予定は、連結上の純損益に影響を与える可能性がある。これは、例えば、その固定資産が購入側の企業により減価償却されて、その固定資産について当初に認識された金額が変化する可能性があることによるものである（連結会社間の予定取引の表示通貨が購入側企業の機能通貨と異なる場合）。

- B11 連結会社間の予定取引のヘッジがヘッジ会計に適格となる場合には、第 29 項に従ってその他の包括利益に認識される利得又は損失は、ヘッジされた取引が連結上の純損益に影響を与えるのと同じ期間に、資本から純損益に組替調整額として振り替えなければならない。

ヘッジ対象の指定

- B12 構成要素とは、項目の全体よりも小さい何物かであるヘッジ対象である。したがって、構成要素は、それが一部を構成している項目のリスクの一部のみを反映するか、又はリスクを一定程度だけ反映する（例えば、ある項目の一定割合を指定した場合）。

リスク要素

- B13 ヘッジ対象としての指定に適格となるためには、リスク要素は金融商品項目又は非金融商品項目の独立に識別可能な構成要素でなければならない。また、当該リスク要素に起因する当該項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動が信頼性をもって測定可能でなければならない。
- B14 どのリスク要素がヘッジ対象としての指定に適格であるかを識別する際に、企業は、どのようなリスク要素を、そのリスクが関連してヘッジ活動が生じる特定の市場構造の文脈において検討する。このような判定には、関連する事実及び状況の評価が必要であり、それらはリスクや市場ごとに異なる。
- B15 リスク要素をヘッジ対象として指定する際に、企業は、そのリスク要素が契約に明示されている（契約上明示されたリスク要素）のか又はそれが一部を構成している項目の公

正価値又はキャッシュ・フローに内在している（契約上明示されていないリスク要素）のかを検討する。契約上明示されていないリスク要素は、契約ではないもの（例えば、予定取引）に関連しているか、又は構成要素を明示していない契約（例えば、異なる基礎数値を参照する価格算定式ではなく単一の価格を含んだ確定約定）に関連している。例えば、

- (a) 企業 A は天然ガスの長期の供給契約を締結しており、その価格設定には契約上明示された算式を使用し、コモディティ及び他の要因（例えば、軽油、重油、及び輸送料などの他の構成要素）を参照している。企業 A は、その供給契約の軽油部分を軽油先渡契約でヘッジする。軽油部分は供給契約の契約条件で明示されているため、これは契約上明示されたリスク要素である。よって、価格算定式の形態を理由に、企業 A は、軽油価格エクスポージャーが独立に識別可能であると判断する。同時に、軽油先渡契約についての市場がある。よって、企業 A は、軽油価格エクスポージャーは信頼性をもって測定可能であると判断する。したがって、この供給契約の中の軽油価格エクスポージャーは、ヘッジ対象としての指定に適格なリスク要素である。
- (b) 企業 B は、将来のジェット燃料の仕入の一部を引渡前 24 か月までの消費予測に基づいてヘッジしており、対象数量を時とともに増加させている。企業 B は、このエクスポージャーを、ヘッジの対象期間（デリバティブの市場の流動性に影響する）に応じて異なる種類の契約を使ってヘッジしている。長めの対象期間（12 か月から 24 か月）については、十分な流動性があるのは原油の契約だけなので、企業 B はそれを使用している。6 か月から 12 か月の対象期間については、軽油デリバティブが十分な流動性があるので、企業 B はそれを使用している。6 か月までの対象期間については、企業 B はジェット燃料の契約を使用している。石油及び石油製品の市場構造の分析並びに関連する事実及び状況の評価に基づいて、企業 B は、原油と軽油は契約上の取決めには明示されていないが、それらの価格とジェット燃料価格との間には関連があると判断する。この関連は、精製マージン（クラッキング・スプレッドとも呼ばれる）の相違から生じるものであり、それにより企業はヘッジ関係を「ビルディング・ブロック」として見ることができる。したがって、企業 B は 2 つの異なるリスクに晒されている。原油価格と、各種の蒸留物に対する精製マージンである。企業 B は、これらは契約上明示されてはいないが、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能な 2 つのリスク要素であると判断する。したがって、企業 B は、ジェット燃料の購入予定に関するヘッジ関係をリスク要素のベース（原油又は軽油について）で指定することができる。

B16 リスク要素をヘッジ対象として指定する際には、ヘッジ会計の要求事項は、リスク要素ではない他のヘッジ対象に適用するのと同じ方法でそのリスク要素に適用される。例えば、ヘッジ関係はヘッジ有効性の要求を満たさなければならず、これには、ヘッジ関係

が偏りのない結果を生み出すとともに予想されるヘッジ非有効部分を最小限にするようにヘッジ比率を決定することが含まれる。また、ヘッジ非有効部分があれば測定し認識しなければならない。

- B17 企業は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち、特定の価格又はレートを上回るか又は下回る部分のみ（片側リスク）を指定することもできる。買建オプションであるヘッジ手段（主要な条件が指定されているリスクと同一と仮定する）の本源的価値はヘッジの片側リスクを反映するが、時間的価値は片側リスクを反映しない。例えば、企業は予定されている商品購入の価格上昇による将来のキャッシュ・フローの変動可能性を指定することができる。このような状況で、企業は価格が一定水準を超えて上昇することによるキャッシュ・フローの損失のみを指定する。ヘッジされるリスクは買建オプションの時間的価値を含まない。時間的価値はその予定取引の純損益に影響を与える構成要素ではないからである。
- B18 インフレーションは、独立して識別可能でかつ信頼性をもって測定可能なものではないため、契約上明示されていない限りは、金融商品のリスク要素としては指定できない。認識されている物価連動債（組込デリバティブを区分して会計処理する要求はないと仮定する）のキャッシュ・フローの契約上明示されているインフレーション要素は、当該金融商品の他のキャッシュ・フローが当該インフレーション要素の影響を受けない限りは、独立に識別可能で信頼をもって測定可能である。

名目金額の構成要素

- B19 ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定できる名目金額の構成要素には、2つの種類がある。名目金額の比例部分と階層部分である。構成要素の種類によって会計上の結果が変わる。企業は、会計処理目的上の構成要素の指定をリスク管理目的と整合的に行わなければならない。
- B20 名目金額の比例部分の一例は、貸付金の契約上のキャッシュ・フローの50%である。
- B21 階層部分は、定義されているが開放されている母集団から、又は定義された名目金額から特定される場合がある。例としては次のものがある。
- (a) 貨幣的な取引量の一部（例えば、201X年3月の最初のCU20*の後の外貨建売上による、次のFC10*のキャッシュ・フロー）
 - (b) 物理的な数量の一部（例えば、XYZ地区に貯蔵されている天然ガスのうち50,000立方メートル）
 - (c) 物理的又はその他の取引量の一部（例えば、201X年6月の石油購入のうち最初の

* 本基準[案]では、貨幣金額は「通貨単位(CU)」と「外貨金額(FC)」で表示している。

100 バレル、あるいは 201X 年 6 月の電力売上のうち最初の 100 メガワット時)

(d) ヘッジ対象の名目金額の中の階層 (例えば、CU100 百万の確定約定のうち最後の CU80 百万、又は CU100 百万の固定金利債券のうち底溜まり部分の CU20 百万(定義された名目金額は CU100 百万である。))

B22 階層部分を公正価値ヘッジにおいて指定する場合には、企業は定義された名目金額の中からそれを特定しなければならない。公正価値ヘッジに適格となるための要求事項に従うためには、企業はヘッジ対象を公正価値変動について再測定しなければならない(すなわち、ヘッジされるリスクに起因する公正価値変動について当該項目を再測定する)。ヘッジ対象の公正価値の変動は、独立の資産又は負債として認識される。それは、当該項目が存在しなくなる時又は譲渡して認識の中止をする時まで、純損益に認識しなければならない。したがって、公正価値ヘッジの修正が関係する項目は追跡することが必要である。公正価値ヘッジにおける階層部分については、これにより、企業が名目部分(そこから階層部分が定義された)を追跡することが要求される。例えば、B21 項(d)では、合計の固定金利債券を CU20 百万の底溜まり階層部分を追跡するために追跡しなければならない。

B23 期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、ヘッジされるリスクの変動が当該オプションの公正価値に影響を与える場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象としての指定に適格でない。

項目の構成要素とキャッシュ・フロー合計との関係

B24 金融資産又は金融負債のキャッシュ・フローの構成要素がヘッジ対象として指定されている場合には、当該構成要素は当該資産又は負債のキャッシュ・フロー総額以下でなければならない。例えば、実効金利が LIBOR よりも低い負債の場合には、企業は次のものを指定することはできない。

(a) 元本金額に LIBOR での金利を加えた額に等しい負債の構成要素

(b) 負の残余構成要素

B25 しかし、企業は金融資産又は金融負債全体のキャッシュ・フローのすべてをヘッジ対象に指定して、それらを 1 つの特定のリスクのみについて(例えば、LIBOR の変動に起因する変動のみについて)ヘッジすることができる。例えば、実効金利が LIBOR よりも 100 ベースポイント低い金融負債の場合には、企業は当該負債全体のキャッシュ・フローの価値(すなわち、元本に LIBOR マイナス 100 ベースポイントを加えたもの)の変動のうち、LIBOR の変動に起因する変動を、ヘッジ対象として指定できる。企業は、ヘッジ有効性判定の目的に合致するヘッジ比率を選択することとなる(B29 項参照)。

- B26 固定金利の金融商品が創出から一定期間経過後にヘッジされ、その間に金利が変化している場合には、企業は当該項目について支払った契約上の金利よりも高いベンチマーク金利に等しい構成要素を指定できる。企業がそのようにできるのは、ベンチマーク金利が、企業がヘッジ対象を初めて指定する日に企業が当該金融商品を購入していたと仮定して計算した実効金利よりも低い場合である。例えば、企業が CU100 の固定金利の金融資産を創出し、その実効金利は LIBOR が 4% の時に 6% であるとする。企業は当該資産のヘッジを一定期間経過後に開始し、その時点での LIBOR は 8% に上昇し、当該資産の公正価値は CU90 に下落している。企業は、仮に関連する LIBOR 金利リスクをヘッジ対象に初めて指定した日に当該資産を購入していたとすれば、その時の公正価値 CU90 に基づく当該資産の実効利回りは 9.5% となっていたと計算している。LIBOR が実効利回りよりも低いので、企業は 8% の LIBOR 部分を指定できる。これは、一部は契約上の金利キャッシュ・フローで構成され、また一部は現在の公正価値(すなわち、CU90)と満期時に返済すべき金額(すなわち、CU100)との差額で構成されている。

ヘッジ会計の適格要件

ヘッジ有効性

- B27 ヘッジ有効性とは、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動(例えば、ヘッジ対象がリスク要素である場合には、ある項目のヘッジされるリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動)をどの程度相殺しているかである。ヘッジ非有効部分とは、このような相殺がない部分、あるいはヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動がヘッジ対象の変動を相殺して余りがある部分がどの程度あるかである。
- B28 ヘッジ関係の指定時及びその後に継続的に、企業はヘッジ関係の存続中にヘッジ関係に影響を与えると予想されるヘッジ非有効部分の発生原因を分析しなければならない。この分析(ヘッジ関係のバランス再調整による B60 項に従った更新を含む)は、そのヘッジ関係に係るヘッジ非有効部分に関する企業の予想の基礎となる。

相殺の目的と範囲

- B29 ヘッジ有効性判定の目的は、ヘッジ関係が偏りのない結果をもたらす、予想されるヘッジ非有効部分を最小限にすることを確保することである。したがって、ヘッジ関係は、ヘッジ非有効部分を作り出すような、ヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの間の意図的な不一致を反映してはならない。これは、ヘッジ手段の価値の変動がヘッジ対象の価値の変動を規則的に上回るか又は下回って、偏った結果をもたらすという予想を企業がしていないことを意味する。しかしこれは、ヘッジ関係がヘッジ会計の要件を満たすためには完全に有効と期待されていなければならないことを意味するわけではない。

- B30 企業は、ヘッジ手段とヘッジ対象のウェイト付けの関係（ヘッジ比率）を、ヘッジ関係が予想されるヘッジ非有効部分を最小限にするかどうかを判定する際に考慮する。例えば、企業は地点 A にある特定の等級の 100 トンの商品の仕入予定をヘッジしたいと考えており、その商品は通常、地点 B での同じ商品の取引所で取引されているベンチマーク等級の価格の約 90% で取引されている。企業が 100 トンの仕入予定を取引所で取引されている先渡契約でヘッジしたいと考える場合には、地点 B でのベンチマーク等級の商品 90 トンを購入する量先渡契約が、ヘッジされる仕入のキャッシュ・フローの変動に対する企業のエクスポージャーを最も良く相殺するものと見込まれる。このため、1.11 対 1 のヘッジ比率が、予想されるヘッジ非有効部分を最小限にすることとなる。
- B31 企業は、ヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動との間の相殺が偶然のものでないかどうかを、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係を分析することによって検討しなければならない。これには、リスク管理目的が達成されると期待できるかどうかを確かめるための、ヘッジ関係の存続期間中におけるヘッジ関係のあり得る反応の分析が含まれる。したがって、例えば、実質のある経済的関係がない 2 つの変数の間の統計的相関は、偶然の相殺ではないという有効な予想の根拠とはならない。偶然ではない相殺があることを有効に予想できないもう 1 つの例は、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値の変動の関係が壊れた場合である。例えば、企業が商品の価格リスクに対するエクスポージャーを担保のないデリバティブを使ってヘッジしている。そのデリバティブの相手方に信用度の著しい悪化が生じている場合には、ヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動との間の相殺は、偶然的なものとなるかもしれない。これは、相手方の信用度の変動の影響は、ヘッジされている商品価格リスクとは関連しておらず、ヘッジ手段のみに影響するものだからである。したがって、その影響は商品価格の変動の影響（ヘッジ手段とヘッジ対象の両方に影響する）を上回るかもしれない。

ヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかの判定の頻度

- B32 企業は、ヘッジ関係の開始時及びその後継続的に、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定しなければならない。最低限、企業は継続的な判定を、各報告日か又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において行わなければならない。その判定は、ヘッジ非有効部分及び相殺に関する期待に係るものであるため、ひたすら将来予測的なものである。

ヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかの判定方法

- B33 本基準 [案] は、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定するための方法（ヘッジ比率の決定を含む）を特定していない。しかし、企業は、ヘッジ非有効部分の発生原因などのヘッジ関係の関連する特徴を捕捉するような方法を使用しな

なければならない。それらの要因次第で、方法は定性的判定にも定量的判定にもなり得る。

- B34 例えば、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件（名目金額、満期及び基礎数値）が一致しているか又は密接に合致している場合には、そうした重要な条件の定性的検討に基づいて、ヘッジ関係が規則正しい相殺をおそらく達成し、ヘッジ非有効部分が（もしあっても）偏った結果をもたらさないと予想されると企業が判断することが可能かもしれない。この定性的検討により、企業が適切なヘッジ比率（例えば、1対1又は単純な比率計算で算定されるもの）を決定することもできるかもしれない。ヘッジ比率がヘッジ非有効部分を最小限にするという予想の裏付けともなるかもしれない。
- B35 デリバティブがヘッジ手段としての指定時にイン・ザ・マネーあるいはアウト・オブ・ザ・マネーであるという事実は、それ自体では、定性的検討が不適切であることを意味するものではない。その事実から生じるヘッジ非有効部分が、定性的検討では適切に捕捉できないほどの大きさとなる可能性があるかどうかは、状況による。
- B36 その反対に、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が密接に合致していない場合には、相殺の程度についての不確実性が増大している。したがって、ヘッジ関係の存続期間中におけるヘッジ有効性は予測がさらに困難である。このような状況では、定量的検討に基づいて、ヘッジ関係が規則正しい相殺を達成しそうであり、ヘッジ非有効部分が偏った結果をもたらさないと予想されると企業が判断することが可能だけかもしれない。同様に、企業が適切なヘッジ比率を算定（例えば、回帰分析又は変数間の長期的な平均比率による算定）して、そのヘッジ比率がヘッジ非有効部分を最小限にするという予想を裏付けるためには、定量的な検討が必要となるかもしれない。企業は、異なる目的（例えば、ヘッジ比率の算定と、ヘッジ関係が偶然ではない相殺を達成すると予想されるかどうかの確認）のために同じ方法又は異なる方法を使用できる。
- B37 ヘッジ有効性に影響を与える状況の変化がある場合には、企業は、ヘッジ会計がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかの判定の方法を変更して、ヘッジ関係の関連する性格（ヘッジ非有効部分の発生原因を含む）が依然として捕捉されるようにしなければならないかもしれない。
- B38 企業のリスク管理は、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかの判定を行うための主要な情報源である。これは、意思決定目的に使用されている経営情報（又は分析）を、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかの判定の基礎として利用できることを意味する。
- B39 ヘッジ関係に関する企業の文書化には、ヘッジ有効性の要求をどのように判定するか（使用する方法を含む）が含まれる。

適格ヘッジの会計処理

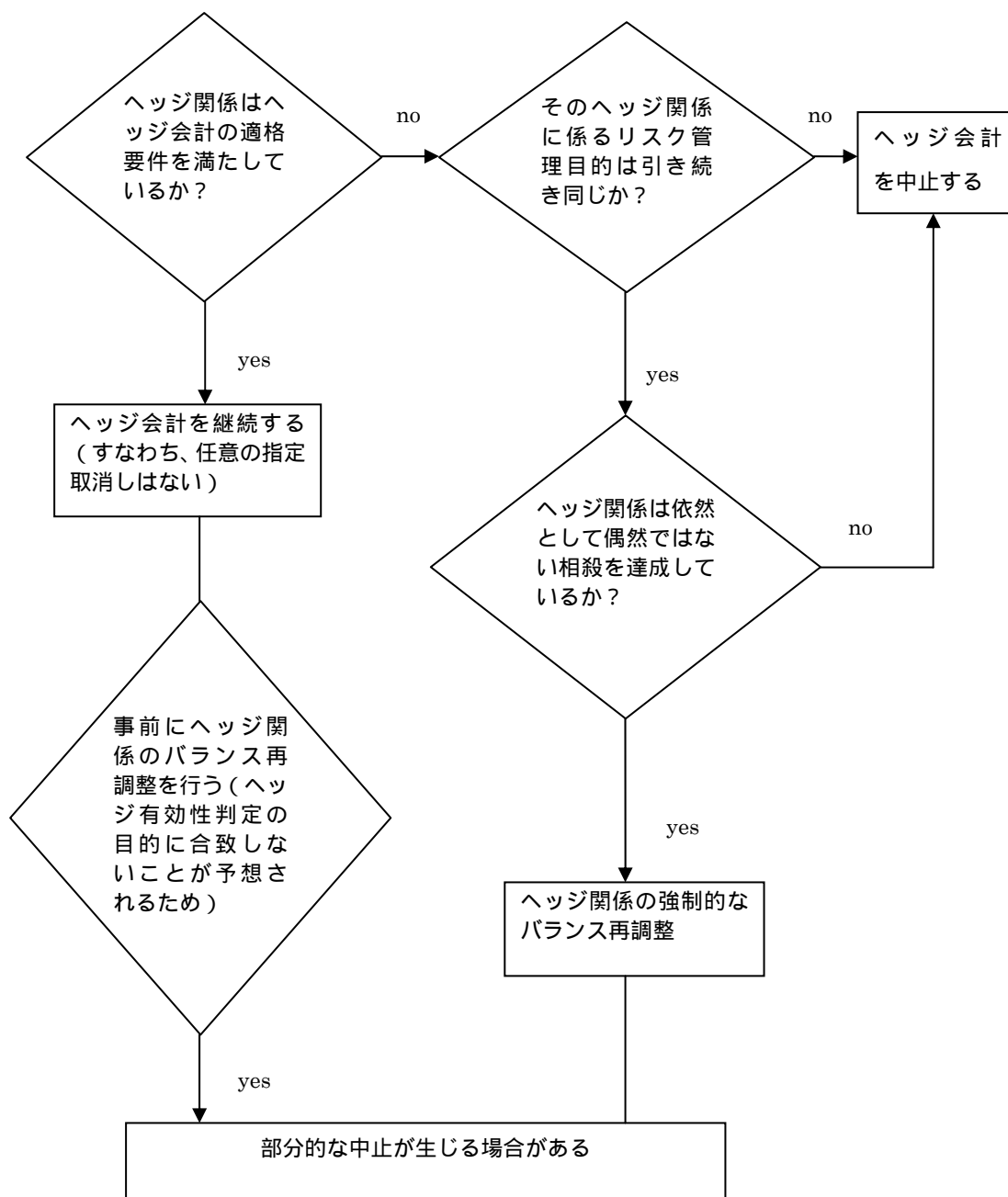
- B40 公正価値ヘッジの一例は、金利変動から生じる固定金利の負債性金融商品の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。このようなヘッジは、発行者が行うことも保有者が行うこともある。
- B41 キャッシュ・フロー・ヘッジの一例は、変動金利の債務を固定金利の債務に変換するスワップの利用である（すなわち、将来の取引のヘッジであり、ヘッジされている将来のキャッシュ・フローが将来の金利支払である）。
- B42 確定約定のヘッジ（例えば、燃料を固定価格で購入する電力会社の未認識の契約上のコミットメントに関する燃料価格の変動のヘッジ）は、公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。したがって、このようなヘッジは公正価値ヘッジである。しかし、第 22 項に従って、確定約定の為替リスクのヘッジはキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理することもできる。

ヘッジ非有効部分の測定

- B43 ヘッジ非有効部分を測定する際に、企業は貨幣の時間価値を考慮しなければならない。したがって、企業はヘッジ対象の価値を現在価値ベースで算定するので、ヘッジ対象の価値の変動には貨幣の時間価値の影響も含まれる。
- B44 ヘッジ非有効部分を測定する目的でヘッジ対象の価値の変動を計算するために、企業は、ヘッジ対象の重要な条件と一致する条件を有し、ヘッジ関係の指定の時点でアット・ザ・マネーであるようなデリバティブ（これは一般に「仮想デリバティブ」と呼ばれる）を使用することができる。これはヘッジ対象の価値の変動を計算する際に考え得る方法の 1 つである。仮想デリバティブはヘッジ対象を複製するものであるため、価値の変動を別のアプローチで算定したのと同じ結果となる。
- B45 仮想デリバティブを用いて算定したヘッジ対象の価値の変動は、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定する目的にも利用できる。

ヘッジ関係のバランス再調整とヘッジ比率の変更

B46 次のフローチャートは、ヘッジ関係のバランス再調整を行う際の評価を例示している。



- B47 ヘッジ関係がヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなった場合又は合致しなくなると予想される場合には、企業は、当該ヘッジ関係に関するリスク管理目的が引き続き変わっていないかどうかを判断する。変わっていない場合には、ヘッジ関係を調整して、新たなヘッジ比率がヘッジ有効性判定の目的に再び合致する（又は合致しなくなることがもはや予想されない）ようにする（バランス再調整）。バランス再調整は、B48 項から B60 項に従ってヘッジ関係の継続として会計処理される。バランス再調整の際には、ヘッジ関係のヘッジ非有効部分の算定と純損益への認識を、ヘッジ関係を調整する直前に行う。
- B48 ヘッジ比率の調整により、企業は基礎数値又はリスク変数から生じたヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係の変化に対応できるようになる。例えば、ヘッジ手段とヘッジ対象の基礎数値が別々ではあるが関連しているヘッジ関係は、これら 2 つの基礎数値（例えば、別々ではあるが関連している参照指数、レート又は価格）の間の関係に影響を与えるベース・リスクの変動に応じて変化する。したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係が、ヘッジ比率の調整により補正されるような方法で変化する状況においては、バランス再調整によりヘッジ関係が継続できるようになる。
- B49 例えば、企業が外貨 A に対するエクスポージャーを外貨 B を参照した為替デリバティブを使ってヘッジしていて、通貨 A と通貨 B が連動している（すなわち、両者の為替レートが中央銀行その他の当局の設定した帯域内又は為替レートに維持されている）。通貨 A と通貨 B との間の為替レートが変動した場合（すなわち、新たな帯域又はレートが設定された場合）には、新しい為替レートを反映するためのヘッジ関係のバランス再調整により、ヘッジ関係が新たな状況下でヘッジ有効性判定の目的に合致することが確保される。これに対し、為替デリバティブに支払不能が生じた場合には、ヘッジ比率を変更してもヘッジ関係がヘッジ有効性判定の目的に合致することを確保できない。したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係が、ヘッジ比率の調整により補正されないような方法で変化する状況においては、バランス再調整によってヘッジ関係が継続できるようにはならない。
- B50 ヘッジ手段の公正価値とヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローとの間の相殺の程度の変化が、すべてヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係の変更となるわけではない。企業は、ヘッジ関係の存続期間中のヘッジ関係に影響すると予想したヘッジ非有効部分の発生原因を分析し、相殺の程度の変化が次のいずれなのかを評価する。
- (a) 依然として有効なヘッジ比率の周辺での変動である（すなわち、ヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係を引き続き適切に反映している）。
 - (b) ヘッジ比率がもはやヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係を適切に反映していないという兆候である。

企業はこの評価をヘッジ有効性判定の目的に照らして行う。すなわち、ヘッジ比率が依然として、ヘッジ関係が偏りのない結果をもたらす、予想されるヘッジ非有効部分を最小限にすることを確保するかどうかである。そのため、この評価には判断を要する。

- B51 一定のヘッジ比率（及び関連するヘッジ非有効部分）の周辺での変動は、特定の結果に対応してヘッジ比率を調整することでは最小限にすることはできない。したがって、こうした状況では、相殺の程度の変化は、ヘッジ非有効部分の測定と認識の問題であって、ヘッジ比率の調整の問題ではない。すなわち、バランス再調整は生じない。
- B52 逆に、相殺の程度の変化が、そのヘッジ関係において現在使用されているヘッジ比率とは異なるヘッジ比率の周辺での変動であること、又はそのヘッジ比率から離れていく傾向があることを示している場合には、ヘッジ非有効部分をヘッジ比率の調整により最小限とすることができ、その一方、ヘッジ比率を維持した場合にはますます偏った結果とヘッジ非有効部分を生じさせることとなる。したがって、こうした状況では、相殺の程度の変化はヘッジ比率の調整の問題であり、ヘッジ関係のバランス再調整が必要となる。さらに、ヘッジ非有効部分の測定と認識の問題でもある。バランス再調整の際に、B47項に従ってヘッジ関係を調整する直前に、ヘッジ関係のヘッジ非有効部分を算定して純損益に認識しなければならないからである。
- B53 ヘッジ関係についてのリスク管理目的が変化した場合には、バランス再調整は適用されない。その代わりに、当該ヘッジ関係に関するヘッジ会計を中止しなければならない（企業がB66項に示すように従前のヘッジ関係におけるヘッジ手段又はヘッジ対象にかかわる新たなヘッジ関係を指定する可能性があるとしても）。
- B54 ヘッジ関係のバランス再調整を行う場合、ヘッジ比率の調整はさまざまな方法で行うことができる。
- (a) 次のいずれかにより、ヘッジ対象のウェイト付けを増加させる（この場合、同時にヘッジ手段のウェイト付けが減少する）。
- (i) ヘッジ対象の分量の増加
 - (ii) ヘッジ手段の分量の減少
- (b) 次のいずれかにより、ヘッジ手段のウェイト付けを増加させる（この場合、同時にヘッジ対象のウェイト付けが減少する）。
- (i) ヘッジ手段の分量の増加
 - (ii) ヘッジ対象の分量の減少

分量の変更とは、ヘッジ関係の一部を構成する数量を指している。したがって、分量の

減少とは、必ずしも、その項目又は取引がもはや存在しないか又は発生が見込まれないことを意味するものではなく、ヘッジ関係の一部ではないことを意味する。例えば、ヘッジ手段の分量の減少は、企業がデリバティブを保持しているがその一部だけを引き続きヘッジ関係におけるヘッジ手段とする結果となる場合もある。これが生じる可能性がある場合というのは、バランス再調整がヘッジ関係におけるヘッジ手段の分量の削減によってのみ行うことができるが、その分量の変更が、もはや必要ではなくなったヘッジ手段の一部を企業が解約することができない程度のものである場合（例えば、標準化されたデリバティブ契約の最小取引数量の関係で）である。その場合、当該デリバティブの指定されていない部分は、純損益を通じて公正価値で会計処理することとなる（別のヘッジ関係におけるヘッジ手段として指定された場合を除く）。

- B55 ヘッジ比率をヘッジ対象の分量の増加により調整した場合、ヘッジ手段の公正価値の変動の測定方法には影響がない。ヘッジ対象の価値の変動の測定も、これまで指定されていた分量に関しては影響を受けない。しかし、バランス再調整の日からは、ヘッジ対象の価値の変動には、追加的な分量のヘッジ対象の価値の変動も含まれる。これらの変動の測定の開始日と参照日は、ヘッジ関係が指定された日ではなく、バランス再調整の日である。例えば、企業が当初に 100 トンの商品为先渡価格 CU80（ヘッジ関係の開始時の先渡価格）でヘッジしていて、先渡価格が CU90 となっていた時にバランス再調整で 10 トンを追加した場合には、バランス再調整後のヘッジ対象は 2 つの階層で構成される。CU80 でヘッジされている 100 トンと、CU90 でヘッジされている 10 トンである。
- B56 ヘッジ比率をヘッジ手段の分量の減少により調整した場合、ヘッジ対象の公正価値の変動の測定方法には影響がない。ヘッジ手段の価値の変動の測定も、引き続き指定される分量に関しては影響を受けない。しかし、バランス再調整の日からは、ヘッジ手段が削減された分量はもはやヘッジ関係の一部ではない。例えば、企業が当初に商品の価格リスクを 100 トンの分量のデリバティブをヘッジ手段に使用してヘッジしていて、その分量をバランス再調整の時に 10 トン削減した場合には、ヘッジ手段のうち 90 トン分の名目金額が残ることとなる（もはやヘッジ関係の一部ではないデリバティブの分量（すなわち、10 トン）を減少させることの帰結に関しては B54 項参照）。
- B57 ヘッジ比率をヘッジ手段の分量の増加により調整した場合、ヘッジ対象の公正価値の変動の測定方法には影響がない。ヘッジ手段の価値の変動の測定も、これまで指定されていた分量に関しては影響を受けない。しかし、バランス再調整の日からは、ヘッジ手段の価値の変動には、追加的な分量のヘッジ手段の価値の変動も含まれる。これらの変動の測定の開始日と参照日は、ヘッジ関係が指定された日ではなく、バランス再調整の日である。例えば、企業が当初に 100 トンの分量のデリバティブをヘッジ手段に使用してヘッジしていて、バランス再調整で 10 トンを追加した場合には、バランス再調整後のヘッジ手段は合計 110 トンの分量のデリバティブで構成されることとなる。ヘッジ手段の

公正価値の変動は、合計 110 トンの分量を構成するデリバティブの公正価値の変動の合計額である。これらのデリバティブは、異なる時点で締結されている（デリバティブを当初認識後にヘッジ関係に指定している可能性も含めて）ため、先渡レートなどの重要な条件が異なる可能性がある（おそらく異なっている）。

- B58 ヘッジ比率をヘッジ対象の分量の減少により調整した場合、ヘッジ手段の公正価値の変動の測定方法には影響がない。ヘッジ対象の価値の変動の測定も、引き続き指定される分量に関しては影響を受けない。しかし、バランス再調整の日からは、ヘッジ対象が削減された分量はもはやヘッジ関係の一部ではない。例えば、企業が当初に 100 トンの商品先渡価格 CU80 でヘッジしていて、その分量をバランス再調整の時に 10 トン削減した場合には、バランス再調整後のヘッジ対象は、CU80 でヘッジされている 90 トンとなる。ヘッジ対象のうちもはやヘッジ関係の一部ではない 10 トンは、ヘッジ会計の中止に関する要求事項に従って会計処理することとなる（第 23 項、第 24 項、第 30 項及び B61 項から B66 項参照）。
- B59 企業は、ヘッジ関係が引き続きヘッジ有効性判定の目的に合致することを確保することを目的としている（すなわち、調整の目的が、将来において当該目的に合致しなくなる可能性を減らすことである）場合に、ヘッジ関係のバランス再調整を行うことができる。例えば、企業はヘッジ関係が将来のある日においてヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなると予想するかもしれない。企業はヘッジ手段の公正価値とヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動のうち、通常でないパターンをたどっているものを観察する。企業は、そのパターンは依然として、現在使用しているヘッジ比率の周辺での変動を反映しているのかもしれないが、現在使用しているヘッジ比率から離れていく傾向が表れていることを示すものかもしれないと考える。企業は、判断を用いて、ヘッジ関係は依然としてヘッジ有効性判定の目的に合致しているが、ヘッジ比率を調整することにより中期的に当該目的に合致しなくなる可能性が減ると判断する。したがって、企業はヘッジ関係のバランス再調整を行うことが認められる。
- B60 ヘッジ関係のバランス再調整を行う際に、企業はヘッジ関係の残存期間中にヘッジ関係に影響を与えると予想しているヘッジ非有効部分の発生原因の分析を更新しなければならない（B28 項参照）。そのヘッジ関係の文書は、それに従って更新しなければならない。

ヘッジ会計の中止

- B61 ヘッジ会計の中止は、適格要件が満たされなくなった日から将来に向かって適用される。
- B62 企業は、次のようなヘッジ関係について指定を取り消すことにより中止してはならない。
- (a) ヘッジ会計への適格性の根拠となったリスク管理の目的及び戦略に依然として合致している（すなわち、企業は依然としてそのリスク管理の目的及び戦略に従ってい

る。

- (b) 他の適格要件のすべてを引き続き満たしている（ヘッジ関係のバランス再調整がある場合はバランス再調整を考慮後）。

B63 ヘッジ関係の中止は次のいずれかに影響を与える可能性がある。

- (a) ヘッジ関係の全体
- (b) ヘッジ関係の一部（これは、ヘッジ関係の残りの部分についてはヘッジ会計が継続することを意味する。）

B64 ヘッジ関係は、全体として適格要件を満たさなくなった場合には、全体が中止される。例えば、

- (a) ヘッジ関係が、ヘッジ会計への適格性の根拠となったりリスク管理の目的及び戦略にもはや合致していない場合（すなわち、企業はそのリスク管理の目的及び戦略に、もはや従っていない。）
- (b) ヘッジ手段が売却又は終結となった場合（ヘッジ関係の一部であった分量の全体に関して。）
- (c) ヘッジ手段の公正価値とヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローとの間に、偶然ではない相殺がもはや見込めなくなった場合（例えば、ヘッジ手段に著しい信用度の悪化があった場合）

B65 ヘッジ関係の一部が中止される（そして、残りの部分についてヘッジ会計が継続する）のは、ヘッジ関係の一部のみが適格要件を満たさなくなった場合である。例えば、

- (a) ヘッジ関係のバランス再調整の際に、ヘッジ比率の調整により、ヘッジ対象の分量の一部がもはやヘッジ関係の一部とならなくなる場合がある（B58 項参照）。したがって、ヘッジ関係が中止されるのは、もはやヘッジ関係の一部ではなくなる分量のヘッジ対象についてのみである。
- (b) 予定取引（又はその構成要素）であるヘッジ対象の分量の一部の発生が、もはや可能性が非常に高いとはいえない場合には、ヘッジ会計が中止されるのは、発生の可能性が非常に高いとはいえなくなった分量のヘッジ対象についてのみである。しかし、企業が予定取引のヘッジを指定してその後に当該予定取引の発生がもはや見込まれないと判断した経験がある場合には、その企業が予定取引を正確に予測する能力は、同様の予定取引を予測する際には疑問視される。これは、同様の予定取引の可能性が非常に高いかどうかの判定（第 14 項参照）に影響を与えるので、ヘッジ対象として適格かどうかの判定にも影響する。

B66 企業は、ヘッジ会計が（部分的に又は全体で）中止された従前のヘッジ関係におけるヘッジ手段又はヘッジ対象にかかわる新しいヘッジ関係を指定することができる。これは、ヘッジ会計の継続ではなく再出発である。例えば、

- (a) ヘッジ手段に著しい信用度の悪化が生じたため、企業はそれを新しいヘッジ手段に入れ替えた。これは、当初のヘッジ関係がリスク管理目的を達成できなくなったために、全体が中止されたことを意味する。新しいヘッジ手段は、これまでヘッジされていたのと同じエクスポージャーのヘッジとして指定され、新たなヘッジ関係を構成する。したがって、ヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動の測定の開始日及び参照日は、当初のヘッジ関係が指定された日ではなく、新たなヘッジ関係の指定の日である。
- (b) ヘッジ関係がその期間の終了前に中止された。そのヘッジ関係におけるヘッジ手段であった項目は、他のヘッジ関係におけるヘッジ手段として指定することができる（例えば、バランス再調整の時にヘッジ手段の分量の増加によりヘッジ比率を調整する場合や、全く新しいヘッジ関係を指定する場合）。

オプションの時間的価値の会計処理

B67 企業は、ヘッジ対象の種類（第 33 項(a)参照）をヘッジ対象の性質に基づいて判定しなければならない（ヘッジ関係がキャッシュ・フロー・ヘッジなのか公正価値ヘッジなのかとは関係なく）。

- (a) オプションの時間的価値が、取引に関連したヘッジ対象に関するものであるのは、ヘッジ対象の性質が取引費用の性質である場合である。一例は、オプションの時間的価値が、当初測定に取引費用が含まれる項目の認識を生じるヘッジ対象に関するものである場合である（例えば、企業が商品の購入（予定取引であろうと確定約定であろうと）を商品価格リスクに対してヘッジしていて、その取引費用を棚卸資産の当初測定に含める場合）。同様に、商品の販売（予定取引であろうと確定約定であろうと）をヘッジしている企業は、オプションの時間的価値を当該販売に関連するコストの一部として含める（したがって、その時間的価値は、ヘッジされている販売による収益と同じ期間に純損益に認識することとなる）。
- (b) オプションの時間的価値が、期間に関連したヘッジ対象に関するものであるのは、ヘッジ対象の性質が特定の期間にわたるリスクに対して防御するためのコストの性質であるが、ヘッジ対象が(a)に従って取引費用の考え方を含んだ取引を生じない場合である。例えば、商品在庫を 6 か月にわたり対応する期間の商品オプションを使ってヘッジしている場合には、オプションの時間的価値は、その 6 か月の期間にわたって純損益に配分される（すなわち、合理的な基準で償却される）。

- B68 第 33 項に従ったオプションの時間的価値の会計処理は、その時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲（調整後の時間的価値）にのみ適用される。オプションの時間的価値は、オプションの重要な条件（名目金額、期間及び基礎数値）がヘッジ対象と一致している場合には、ヘッジ対象に関連している。したがって、オプションとヘッジ対象の重要な条件が完全には一致していない場合には、企業は調整後の時間的価値を算定しなければならない。すなわち、支払ったオプション料（実際の時間的価値）に含まれている時間的価値のうちどれだけが、ヘッジ対象に関連したもの（したがって、第 33 項に従って処理されるべきもの）なのかである。企業は、重要な条件がヘッジ対象と完全に一致するようなオプションの評価を用いて、調整後の時間的価値を算定する。
- B69 実際の時間的価値と調整後の時間的価値が異なる場合には、企業は第 33 項に従って資本の独立の内訳項目に累計すべき金額を、次のようにして算定しなければならない。
- (a) ヘッジ関係の開始時において、実際の時間的価値が調整後の時間的価値よりも高い場合には、企業は次のようにしなければならない。
- (i) 資本の独立の内訳項目に累計する金額を、調整後の時間的価値に基づいて算定する。
- (ii) 2 つの時間的価値の間の公正価値変動の差額を純損益に会計処理する。
- (b) ヘッジ関係の開始時において、実際の時間的価値が調整後の時間的価値よりも低い場合には、企業は、資本の独立の内訳項目に累計する金額を、次のものの公正価値の変動累計額のいずれか低い方を参照して、算定しなければならない。
- (i) 実際の時間的価値
- (ii) 調整後の時間的価値
- 実際の時間的価値の公正価値の変動の残りの部分は、純損益に認識しなければならない。

項目グループのヘッジ

- B70 純額ポジションがヘッジ会計に適格となるのは、企業がリスク管理目的上、純額ベースでヘッジしている場合のみである。企業がこの方法でヘッジを行っているかどうかは、事実の問題である（アサーション又は文書化だけの問題ではない）。したがって、企業は、純額ベースのヘッジ会計が自らのリスク管理のアプローチを反映しない場合には、特定の会計上の結果を得るためだけに純額ベースのヘッジ会計を適用することはできない。純額のヘッジは、確立されたリスク管理戦略の一部を構成していなければならない。通常、これは IAS 第 24 号「関連当事者に関する開示」で定義されている幹部職員により承認される。

- B71 例えば、企業 A（現地通貨が機能通貨である）が 9 か月後の広告費について FC150,000 を支払う確定約定と、15 か月後に FC150,000 で製品を販売する確定約定とを有している。企業 A は、9 か月後に決済されて FC100 を受取り CU70 を支払う為替デリバティブを締結する。企業 A には、ほかに FC に対するエクスポージャーはない。企業 A は、為替リスクを純額ベースで管理していない。したがって、企業 A は、為替デリバティブと FC100 の純額ポジション（FC150,000 の確定購入約定（すなわち、広告サービス）と FC149,900（FC150,000 のうちの）の確定販売約定とで構成される）との間の 9 か月間のヘッジ関係に、ヘッジ会計を適用することはできない。
- B72 企業 A が為替リスクを純額ベースで管理していて、為替デリバティブを締結していない（為替リスクを減少させるのではなく増大させることになるので）場合には、企業は 9 か月間にわたり自然にヘッジされたポジションにいることとなる。通常、このヘッジされたポジションは財務諸表には反映されない。取引が将来において異なる報告期間に認識されるからである。このゼロの純額ポジションがヘッジ会計に適格となるのは、第 39 項の条件が満たされている場合のみである。
- B73 純額ポジションを構成する項目グループをヘッジ対象として指定している場合には、企業は、その純額ポジションを構成し得る項目を含んだ項目グループの全体を指定しなければならない。特定されていない抽象的な金額の純額ポジションを指定することは認められない。例えば、企業が 9 か月後の FC100 の確定販売約定のグループと 18 か月後の FC120 の確定購入約定のグループとを有している。企業は FC20 までの純額ポジションという抽象的な金額を指定することはできない。その代わりに、ヘッジされる純額ポジションを一緒になって生じさせる総額の仕入と総額の売上とを指定しなければならない。企業は、純額ポジションを生じさせる総額ポジションの指定を、企業が適格ヘッジに関する要求事項に準拠できるように行わなければならない。

純額ポジションを構成する項目グループのキャッシュ・フロー・ヘッジ

- B74 企業が、別々の報告期間に純損益に影響を与える、リスクが相殺し合う項目グループ（例えば、純額ポジション）をヘッジしている場合には、ヘッジ会計の適格性はヘッジの種類に左右される。ヘッジが公正価値ヘッジである場合には、純額ポジションはヘッジ対象として適格となり得る。しかし、ヘッジがキャッシュ・フロー・ヘッジである場合には、純額ポジションはヘッジ対象として適格ではない。
- B75 キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象のグループの相殺し合う価値変動は、同一の報告期間に認識される場合には、純損益において自然に相殺される。しかし、相殺し合うリスク・ポジションが別々の報告期間の純損益に影響する場合には、この自然の相殺は達成されない。企業は、ヘッジ手段の利得又は損失の純額を別々の期間での認識についてグロスアップすることも、あるヘッジ項目からの価値変動を他のヘッジ項目

のその後の認識と対応させるために繰り延べることもできない。その結果、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計は、別々の報告期間の純損益に影響する相殺し合うキャッシュ・フローを有する項目グループについては認められない。

- B76 例えば、企業が FC50 の純額ポジションを有しており、これは 12 か月後の FC100 の予定売上と 20 か月後の FC150 の予定仕入とで構成されている。これは、12 か月後については、企業が FC50 を受け取り CU25 を支払う為替予約(すなわち、2:1 の予約レート)を使ってヘッジすることができる。売上が純損益に認識される時には、IAS 第 21 号に従って直物為替レートで測定される。売上が認識される時の純損益に、ヘッジ手段についてその他の包括利益に繰り延べられていた利得又は損失の累計額を振り替えると、12 か月間にわたる為替レートの変動から生じる純損益の変動性が誇張されることとなる。これは、企業が売上と為替予約の両方から従って外貨を受け取るからである。売上から生じる純損益の変動性を最小限にするためには、販売時の価値変動の一部をその他の包括利益に繰り延べて、その後の仕入の認識と対応させることが必要となる。この価値変動の繰延は認められていない。

ヘッジ対象として指定された項目グループの階層

- B77 B22 項に述べたのと同じ理由により、既存の項目グループの階層部分を指定するには、ヘッジされる階層部分がそこから定義される項目グループの名目金額を特定することが必要となる。
- B78 ヘッジ関係には、複数の異なる項目グループからの階層を含めることができる。例えば、資産のグループと負債のグループの純額ポジションのヘッジにおいては、ヘッジ関係は、資産のグループの階層部分と負債のグループの階層部分との組合せで構成することができる。

ヘッジ手段の利得又は損失の表示

- B79 複数の項目がキャッシュ・フロー・ヘッジにおいてグループとして一緒にヘッジされている場合に、当該項目が損益計算書上の別々の表示科目に影響を与えることがある。その他の包括利益から振り替えたヘッジ手段の利得又は損失の、損益計算書上の表示は、その項目グループに左右される。
- B80 項目グループのヘッジされているリスク・ポジションが相殺し合うものでない場合(例えば、損益計算書上の別々の表示科目に影響する外貨建の費用のグループが、為替リスクについてヘッジされている場合)には、振り替えられたヘッジ手段の利得又は損失は、ヘッジ対象の影響を受けた各表示科目に振り分けなければならない。この振り分けは合理的な基準で行うべきであり、単一のヘッジ手段から生じた純額の利得又は損失のグロスアップとなってはならない。

- B81 項目グループのリスク・ポジションが相殺し合うものである場合（例えば、外貨建の売上と費用のグループが為替リスクについて一緒にヘッジされている場合）には、企業は、振り替えられたヘッジ手段の利得又は損失を、損益計算書上の独立の表示科目に表示しなければならない。例えば、外貨建の売上 FC100 と外貨建の費用 FC80 の純額ポジションの為替リスクのヘッジを、FC20 の為替予約を使って行うとする。その他の包括利益から純損益に（純額ポジションが純損益に影響を与える時に）振り替える利得又は損失は、独立の表示科目に表示しなければならない。
- B82 公正価値ヘッジの中には、ヘッジの目的が、主にヘッジ対象の公正価値変動を相殺することではなく、ヘッジ対象のキャッシュ・フローを変換することであるタイプのものがある。例えば、企業が固定金利の負債性金融商品の公正価値金利リスクを金利スワップを使ってヘッジしている。企業のヘッジ目的は、固定金利のキャッシュ・フローを変動金利のキャッシュ・フローに変換することである。この目的は、金利リスクの正味金利発生額を純損益に計上することにより、ヘッジ関係の会計処理に反映される。純額ポジションのヘッジの場合（例えば、固定金利の資産と固定金利の負債との純額ポジション）には、この正味金利発生額は、損益計算書上の独立の表示科目に表示しなければならない。これは、単一の金融商品の純額の利得又は損失をグロスアップして、総額を相殺して別々の表示科目に認識するようなことを避けるためである（例えば、単一の金利スワップに係る正味の金利受取をグロスアップして、グロスの金利収益とグロスの金利費用とすることが、これにより避けられる）。

付録 C

他の IFRS の修正 [案]

この付録 [案] の中の修正 [要約] は、2013 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に適用しなければならない。企業が当該修正 [案] を早期適用する場合には、本付録 [案] の修正をその早期適用する期間に適用しなければならない。

基準	修正の説明
IAS 第 32 号「金融商品：表示」	<ul style="list-style-type: none"> IAS 第 32 号の第 8 項を修正する。この修正は、企業の予想される売買又は使用の必要に従った非金融商品項目の受渡しの目的で行われて引き続き保有されている契約の範囲を変更する。企業は、このような契約をデリバティブ金融商品として会計処理する（その会計処理が企業の基本となる事業モデルと契約の管理方法に従ったものである場合）。それは、公正価値に基づくリスク管理戦略の場合に当てはまる。すなわち、事業全体が公正価値ベースで管理されており、純額エクスポージャーがゼロの近くに維持されている場合である。
IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに関する公正価値ヘッジ会計についての IAS 第 39 号の要求事項を残す。 IAS 第 39 号の範囲の第 5 項を修正する。これは、IAS 第 32 号の第 8 項について提案している修正と同様である。
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	<ul style="list-style-type: none"> 第 22 項、第 23 項(a)、第 23 項(c)から(e)及び第 24 項の開示要求を削除する。
IFRS 第 9 号「金融商品」	<ul style="list-style-type: none"> 第 6 章「ヘッジ会計」以外の章において、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計への参照を修正する（例えば、5.4.1 項）。

審議会による2010年12月公表の「ヘッジ会計」の承認

公開草案「ヘッジ会計」は、国際会計基準審議会の15名の審議会メンバーのうち14名により、公表が承認された。スミス氏は公表に反対した。彼の代替的見解は、結論の根拠の後に示されている。

デイビッド・トゥイーディー卿 議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

ヤン・エングストローム

パトリック・フィネガン

アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス

プラブハカー・カラバチェラ

エルケ・ケーニツヒ

パトリシア・マコーネル

ウォーレン・J・マグレガー

ポール・パクター

ダレル・スコット

ジョン・T・スミス

山田 辰己

張 為国